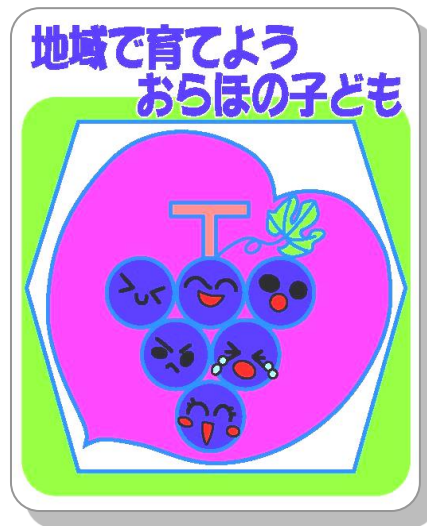




第2次東御市 青少年健全育成計画



東御市

東御市青少年健全育成都市宣言

青少年が心身ともに健やかに成長し、社会の一員としての使命と役割を持って自立することは、市民すべての願いである。

青少年自身が次代を担うものとしての誇りと自覚を持って、進んで自己の啓発、向上を図り、積極的な社会参加を通じて人間尊重と連帯の精神を身につけ、心身ともに健全な社会人として成長できる地域をつくることは、社会全体の責務である。

市及び市民等が、それぞれの責務を認識し、青少年に対し深い関心と愛情を持ち、地域連帯を基調とした青少年健全育成活動の一層の進展に新たな意欲で結集することが必要である。

ここに、市及び市民等が協働し、共通の理解と目標のもとに、その重要な責務を自覚し、新たな決意を持って、青少年の健全な育成を図るため、東御市を「青少年健全育成都市」とすることを宣言する。

平成 19 年 12 月 23 日

長野県東御市

目 次

第1章 計画の策定にあたり

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 計画の期間と対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 計画の策定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 青少年を取り巻く現状と課題

- 1 青少年を取り巻く社会状況・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第3章 基本理念及び基本目標

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 2 基本目標と目指すべき青少年像・・・・・・・・・・ 26

第4章 取り組む施策の概要

基本目標Ⅰ

- 1 青少年の自己形成支援・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 2 青少年の社会参加促進及び支援・・・・・・・・・・ 33

基本目標Ⅱ

- 1 青少年の判断能力の向上・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 2 青少年の安心・安全確保のための取組・・・・・・・・ 38

基本目標Ⅲ

- 1 家庭・地域・学校の取組（連携）・・・・・・・・・・ 42

第5章 計画推進に向けて

- 1 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

- 資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

第1章 計画の策定にあたり

1 計画策定の趣旨

東御市では、平成 19 年度に青少年健全育成条例の制定と青少年育成市民大会において青少年健全育成都市宣言を行い、青少年の健全育成に取り組んできました。

青少年健全育成条例第 3 条では、基本理念を「青少年が次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、心身ともに健全に成長できるよう、あらゆる生活の場において深い関心と愛情を持って、青少年を育成するものとする」と掲げています。また、第 5 条では、基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を策定し、市民及び青少年の健全な育成を目的とする団体その他関係者と密接に連携してこれを実施することを市の責務と定めています。

こうした基本理念のもと、平成 20 年 3 月に第 1 次青少年健全育成計画（平成 20～29 年度）を策定し、青少年自身が社会の一員として自立すること、また社会参加を通じて人間尊重と連帯の精神を身につけることを目標に、市と市民が協働し、地域づくりを推進してきました。

この間、社会の状況は情報通信機器の急速な普及やソーシャルメディアの発展により大きな変貌を遂げており、青少年の交流範囲も身近な地域社会を超えた広がりを見せていますが、インターネットや電子メディア機器の利用に関するトラブルや悪影響は見過ごすことのできない課題のひとつとなっています。他にも、少子高齢化や核家族化の進行、児童虐待やいじめ・不登校など、青少年を取り巻く環境や抱える問題が一層深刻化かつ複雑化するとともに、就労の不安定やひきこもり・ニートの増加など、若者の社会的自立の遅れも指摘されています。

第 2 次青少年健全育成計画では、東御市の次代を担う青少年が健やかに成長できるよう、以上のような社会情勢や課題、また国が定める「子ども・若者ビジョン」の内容を踏まえるとともに、計画期間を含めた内容の見直しを行い、現状に即した計画とします。

2 計画の位置づけ

この計画は、青少年健全育成条例第 8 条に基づき、第 2 次総合計画における青少年健全育成の基本的な事項について、考え方や施策のあり方を世代や立場を超えて横断的に捉え、総合的な見地に立ち、取り組みの方向性を明らかにするために策定するものです。

また、「東御市教育基本計画」等その他関連する計画との整合を図り、青少年の健全育成施策を推進します。

なお、本計画は「子ども・若者育成支援推進法」に規定する「市町村子ども・若者計画」として位置付けます。

3 計画の期間と対象

計画の期間は平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度までの 5 年間です。ただし、期間中も計画の進捗状況や社会情勢などに応じた見直しを行います。

また、この計画に取り組むのは家庭・地域・学校・事業所・行政などの社会全体及び全市民です。

なお、市青少年健全育成条例における青少年とは 18 歳未満の者を指しますが、施策の内容によっては対象年齢に幅を持たせるなど柔軟な対応をとります。

4 計画の策定方法

計画の策定にあたっては、第 5 期青少年健全育成審議会委員より意見を聴取するとともに、市内小学 6 年生・中学 2 年生及びその保護者、高校 2 年生（相当年齢の者）、青少年育成市民会議理事等を対象に「青少年の健全育成に関するアンケート」調査を実施し、現状や課題の把握に努めました。

アンケート結果及び第 1 次東御市青少年健全育成計画における課題と問題を踏まえ、これからの青少年の健全育成に必要な施策、課題解決に向けて必要な施策を検討し、本計画に示しました。

【計画で使用した用語について】

「青少年」・・・ 0 歳～18 歳未満の者

「子ども」・・・ 乳幼児期と児童及び思春期の者

「児童」・・・ 小学生

「生徒」・・・ 中高生

「若者」・・・ 思春期（中学生から概ね 18 歳まで）と青年期（概ね 18 歳から概ね 30 歳未満まで）の者

「大人」・・・ 青少年期を過ぎた者

「K P I」・・・ 重要業績評価指標（Key Performance Indicator）

目標の達成度合を計るために継続的に計測・監視される 定量的な指標のこと。

本計画においては、目標値達成に向けた活動指標として、施策ごとに KPI を設定しました。

なお、数値の設定にあたっては、現状値を踏まえるとともに、青少年健全育成審議会において検討を重ね、決定しました。

【計画で使用したアンケートについて】

(実施時期) 平成 29 年 6 月

(実施対象) 市内小学 6 年生及びその保護者：250 名

市内中学 2 年生及びその保護者：280 名

市内高校 2 年生及び相当年齢者：294 名

小中学校 PTA 役員：138 名

青少年育成市民会議理事等：99 名

(回収数) 小学 6 年生：237 件(回収率 95%) 保護者：222 件(回収率 89%)

中学 2 年生：265 件(回収率 95%) 保護者：204 件(回収率 73%)

市内高校 2 年生及び相当年齢者：71 件(回収率 24%)

小中学校 PTA 役員：122 件(回収率 88%)

青少年育成市民会議理事等：63 件(回収率 64%)

※本文中に引用するデータは小数点以下第 1 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

【和暦及び西暦の表記について】

平成 29 年度 (2017 年 4 月～2018 年 3 月)

平成 30 年度 (2018 年 4 月～2019 年 3 月)

平成 31 年度 (2019 年 4 月～2020 年 3 月)

※平成 32 年度 (2020 年 4 月～2021 年 3 月)

※平成 33 年度 (2021 年 4 月～2022 年 3 月)

※平成 34 年度 (2022 年 4 月～2023 年 3 月)

※平成 32 年度以降に関しては元号が未定 (平成 30 年 2 月現在) のため、平成のままの表記とします。



「どのような大人になってもらいたいですか」

- ・ いろいろな体験を通して、思いやりのある人になってほしい
- ・ 困難な状況にあっても、自分で目標を見つけ、前向きに取り組んでいける
- ・ 自分で考え、行動できる大人
- ・ やりたいことに熱中し、それが世のためになればなお良い
- ・ 人の命を尊く思えるような人
- ・ 責任感や協調性のある大人
- ・ 自分のことが好きと思える大人になってほしい
- ・ 常に目標（夢）に向かって、何事にも取り組める人
- ・ 子どもからお年寄りまで、誰にでも優しくできる人
- ・ 自分で自分の未来を切り開いていける人
- ・ 自分が正しいと思ったことをできる大人になって欲しい
- ・ 困っている人に声をかけられる人
- ・ あいさつ・謝ることができる・ありがとうが言える
- ・ 自然のなかで伸び伸びと
- ・ SNS等に振り回されず、対人関係を築いて心豊かな人生を送ってほしい
- ・ 逆境に負けない強さを持ってほしい
- ・ 幸せだと思える大人
- ・ 自分の育った地域に誇りを持てる人
- ・ 生まれた土地を愛し、家族や友人を大切にする
- ・ 地域の大人と関わりを持てる青少年
- ・ 人が好きで、自分も好きな大人
- ・ 様々な体験により自己実現できるように育って欲しい
- ・ 人の痛みがわかるように
- ・ 非行に走らず、健やかに育って欲しい
- ・ 自分の夢を持ち、興味があることにしっかり向き合い、それを実行できる人
- ・ 困難なことにも自分の経験として、苦勞をいとわない人
- ・ 明るく元気で、心豊かな人

(H29 青少年の健全育成に関するアンケート・保護者及び地域回答より)



第2章 青少年を取り巻く現状と課題

1 青少年を取り巻く社会状況

少子高齢化社会のもと、家庭環境の多様化や情報化の進展など、青少年や若者を取り巻く環境は大きく変化するとともに、児童虐待やいじめ、不登校、インターネットを介したトラブルなど、青少年が抱える問題がより一層深刻化・複雑化しています。

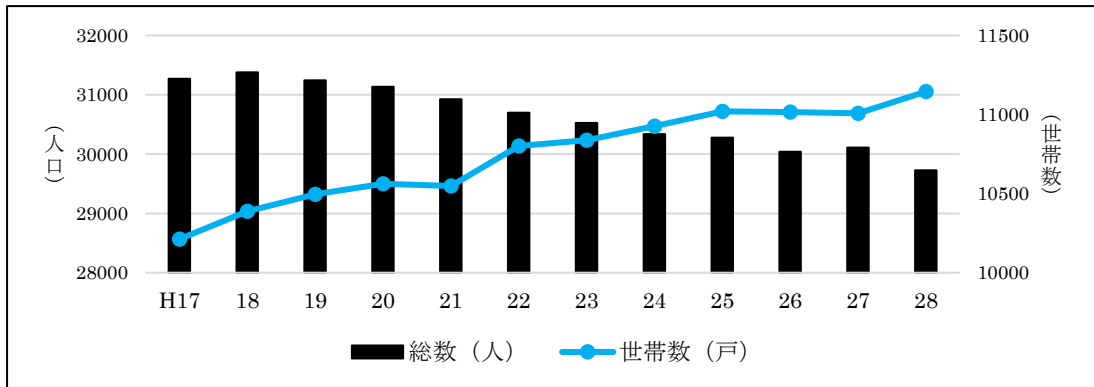
また、就労の不安定化やひきこもり・ニートの増加など、若者の社会的自立の遅れが指摘されています。

(1) 家庭環境

①少子高齢化・核家族化の進行

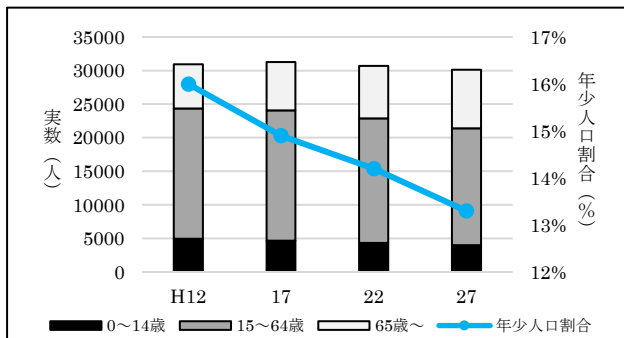
東御市の人口は、平成 19 年から減少に転じており、今後も減少傾向が続くものと想定されます。また、年齢別人口構成比の推移をみると、14 歳以下の年少人口割合は平成 12 年の 16.0%から平成 27 年には 13.3%に減少している一方で、65 歳以上の高齢者人口割合は 21.2%から 28.9%へ急激に増加しています。1 世帯あたりの人員をみると、平成 17 年の 3.03 人に対し、平成 27 年には 2.70 人に減少しています。

【(市)人口と世帯数の推移】 各年 10 月 1 日現在

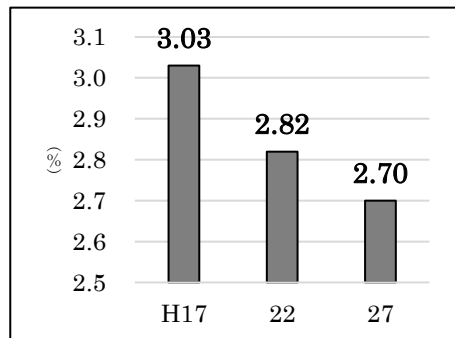


(資料：国勢調査及び推計人口各年)

【(市)年齢 3 区分別人口及び年少人口割合】



【(市)1 世帯当たり人員】



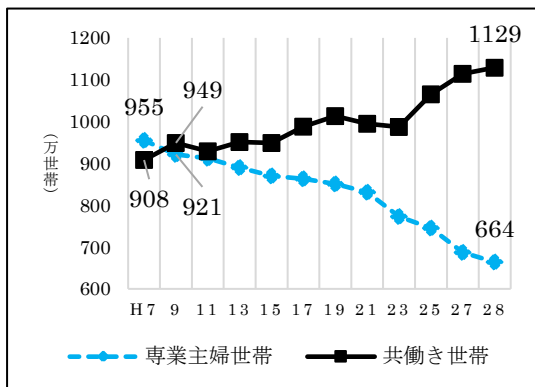
(資料：国勢調査)

②家庭環境の多様化

共働き世帯数の推移をみると、平成9年に専業主婦世帯数を上回り、年々増加傾向にあります。労働環境や社会情勢の変化を背景に、共働き家庭が増えています。

また、当市におけるひとり親世帯数は、近年一定数で推移しています。

【(国)専業主婦世帯と共働き世帯数】



(資料：厚生労働省「厚生労働白書」、内閣府「男女共同参画書」)

【(市)ひとり親世帯の状況】

| 年度 | 総世帯数 | |
|-----|--------|--------|
| | うち母子家庭 | うち父子家庭 |
| H23 | 385 | 43 |
| 24 | 380 | 43 |
| 25 | 387 | 39 |
| 26 | 384 | 32 |
| 27 | 380 | 31 |

(第3次東御市地域福祉計画より抜粋)

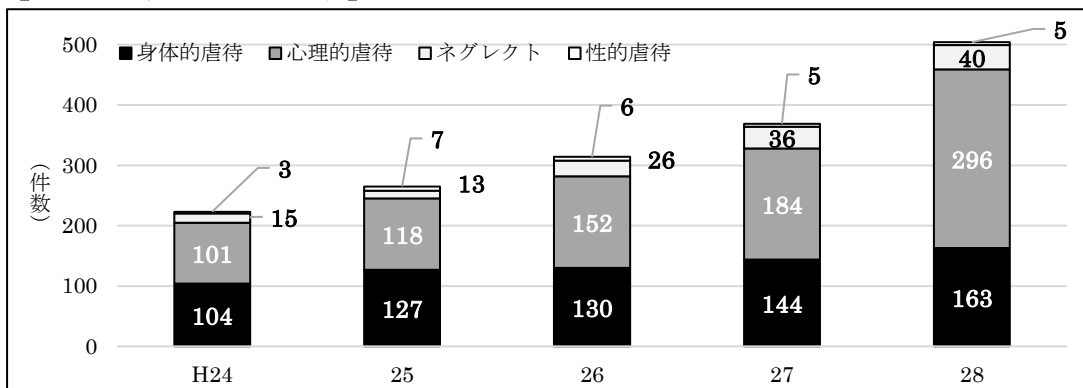
総務省「労働力調査特別調査」及び「労働力調査」)

③児童虐待

児童虐待の相談件数及び認知件数は年々増加しており、県における平成28年度の認知件数は504件となり、統計を取り始めた平成11年度以降最多となっています。

また、全国における虐待を受けた子どもの年齢構成別割合(8ページ参照)をみると、小学生が34.5%と最も多く、次いで3歳～学齢前が23.8%、0歳～3歳未満が19.7%となっており、8割近くの子どものが中学校入学前に被害を受けている状況です。

【(県)児童虐待の認知件数】



(資料：長野県「平成28年少年補導の概況」)

【(国)児童虐待を受けた子どもの年齢構成別割合】

| 被虐待児 | 0歳～3歳未満 | 3歳～学齢前 | 小学生 | 中学生 | 高校生等 |
|------|---------|--------|-------|-------|------|
| | 19.7% | 23.8% | 34.5% | 14.1% | 7.9% |

(資料：厚労省「児童虐待の現状」26年度)

(2) 地域環境

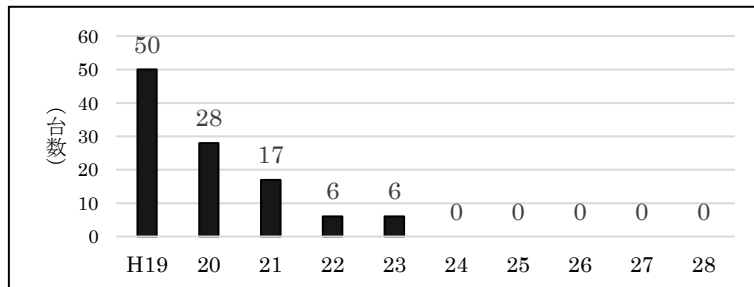
①環境浄化の進展

市青少年健全育成条例及び第1次市青少年健全育成計画を基に、有害図書自動販売機の撤去や地域全体で青少年を見守る体制の構築及び活動により、非行少年が減少するなど、環境浄化が図られてきました。

平成19年に50台あった市内の有害図書自動販売機も、平成24年4月に0台となり、現在に至るまで新たな設置はありません。

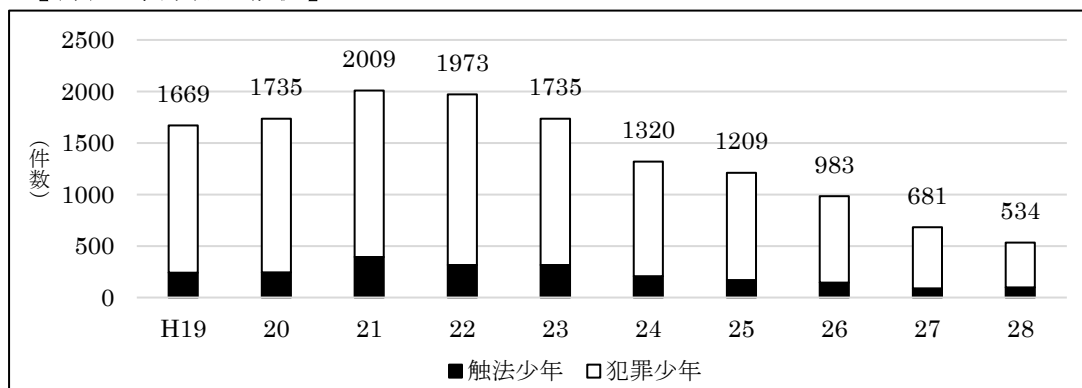
また、県内の非行少年も平成21年をピークに年々減少傾向にあり、市内においても駅前や公園等でたむろする若者を見かける機会が減ってきています。

【(市)有害図書等の自動販売機設置台数】※各年4月



(東御市教育委員会)

【(県)少年非行の概況】



※触犯少年…14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年 ※犯罪少年…14歳以上20歳未満で罪を犯した少年

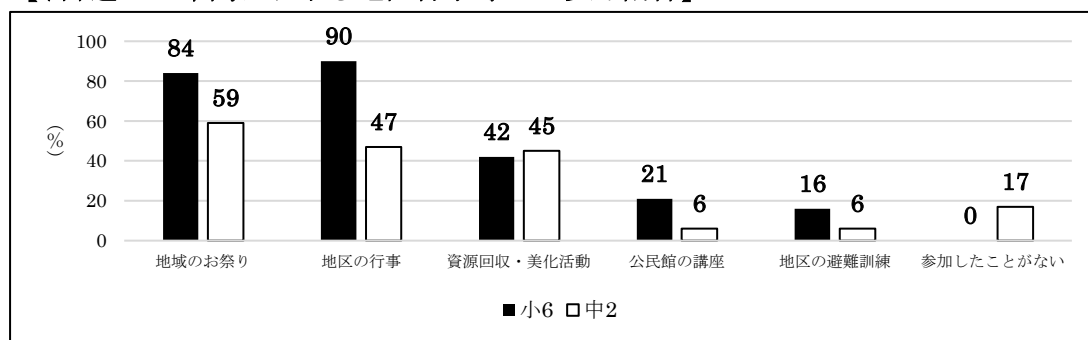
(資料：長野県「平成28年少年補導の概況」)

②地域活動

これまで育成会やスポーツ少年団等の青少年育成に関わる団体を中心に、様々な体験活動の機会を提供するとともに、地域での青少年育成を進めてきました。

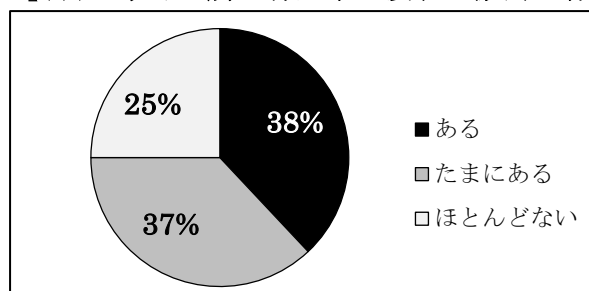
地域の方との交流を通して、家庭や学校とは違った体験をすることができますが、中学生になると部活動や習い事等、生徒自身も多忙となり、地域の方との交流機会が減ってしまう傾向にあります。

【(市)過去1年間における地区行事等への参加割合】



(H29 青少年の健全育成に関するアンケート・児童生徒回答)

【(市)地域や近所の青少年と接する機会の有無】



(H29 青少年の健全育成に関するアンケート・地域回答)



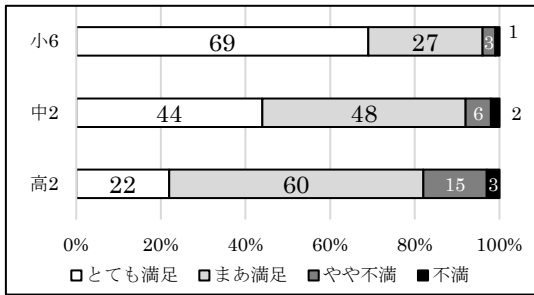
(3) 学校環境

①学校生活への満足度

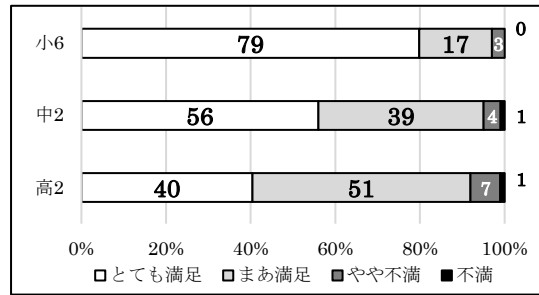
市内小中学生の学校生活における満足度は、「とても満足」「まあ満足」と回答した割合の合計が、小学6年生で96%、中学2年生で92%、高校2年生で82%となり、高いことがわかります。また、友人関係における満足度も高く、小中高校生ともに90%を超えています。

しかし一方で、「面倒くさい」「厳しすぎる」「ケンカが多い」「和を乱す人がいる」「価値観の合う人がいない」「勉強が大変」など、様々な理由で学校生活や人間関係に不満を抱え、悩んでいる姿も見受けられます。

【(市)学校生活における満足度】



【(市)友人関係における満足度】



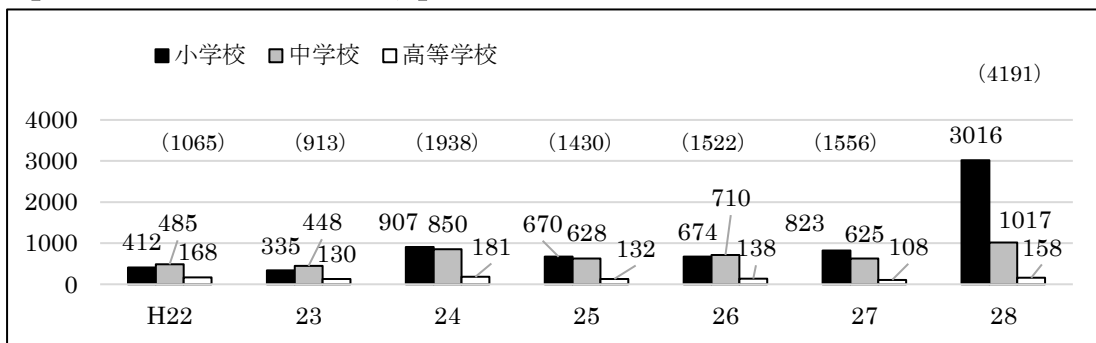
(H29 青少年の健全育成に関するアンケート・児童生徒回答)

②いじめ・不登校

県内におけるいじめの認知件数は平成 25 年度には減少しましたが、その後は増加傾向にあります。なお、平成 28 年度から新たに「けんかやふざけ合い」も児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめとして認知することとしたため、大幅に増加しています。

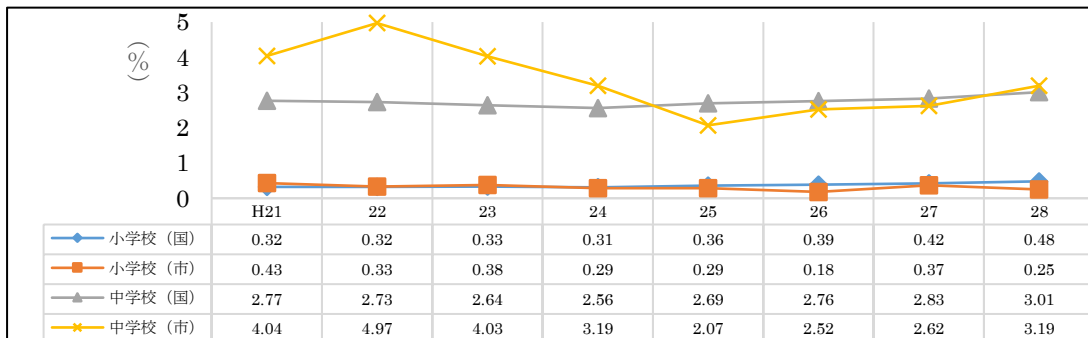
また、当市における不登校児童生徒の在籍比については、小学校で平成 23 年度まで、中学校では平成 24 年度まで全国に比べ高い比率となっていました。それ以降は国と概ね同様の水準に落ち着いています。

【(県)校種別いじめの認知件数】



(長野県 心の支援課「児童生徒の問題行動調査」より)

【(国・市)不登校児童生徒在籍比】



(東御市教育委員会)

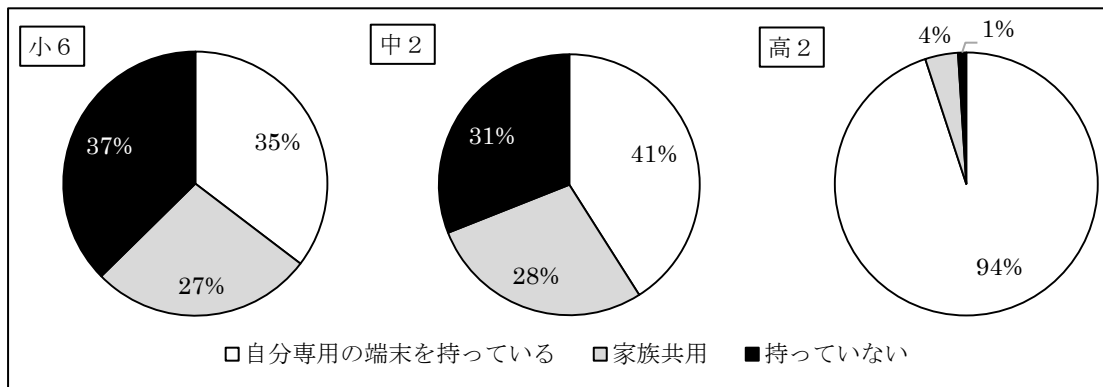
(4) 情報化社会

①インターネット環境の普及

スマートフォンやゲーム機など、インターネットに接続できる端末が青少年の間にも急速に普及しています。情報収集や動画視聴、ゲームに利用するだけでなく、重要なコミュニケーションツールにもなりつつあります。

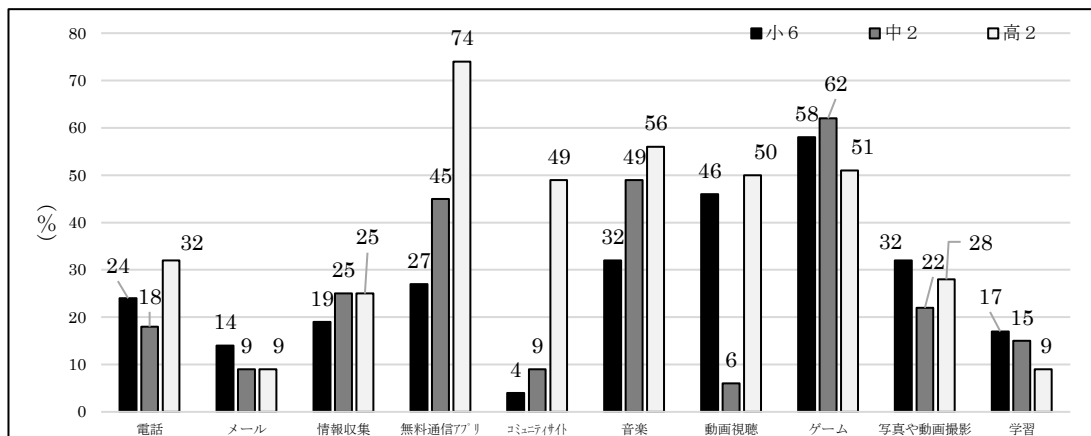
市内における携帯電話（スマートフォンやキッズ用ケータイを含む）の所持率は、小学6年生で35%、中学2年生で41%、高校2年生（相当年齢者）で94%となっており、今後も増加していくことが予想されます。

【(市)携帯電話（スマホ・キッズケータイ含む）の所持率】



(H29 青少年の健全育成に関するアンケート・児童生徒回答)

【(市)電子メディア機器で使用する機能】



(H29 青少年の健全育成に関するアンケート・児童生徒回答)

※「無料通信アプリ」…インターネットを利用して無料通話ができるスマホやパソコン向けアプリ。代表的なものとして LINE や Skype などがある。

※「コミュニティ」…共通の趣味を持つもの同士などが集まるネット上のウェブサイトのこと。SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）も含まれる。

SNS とは、ネット上でコミュニティをつくり、人間関係の構築を促進するサービス。代表的なものとして Facebook や Twitter などがある。

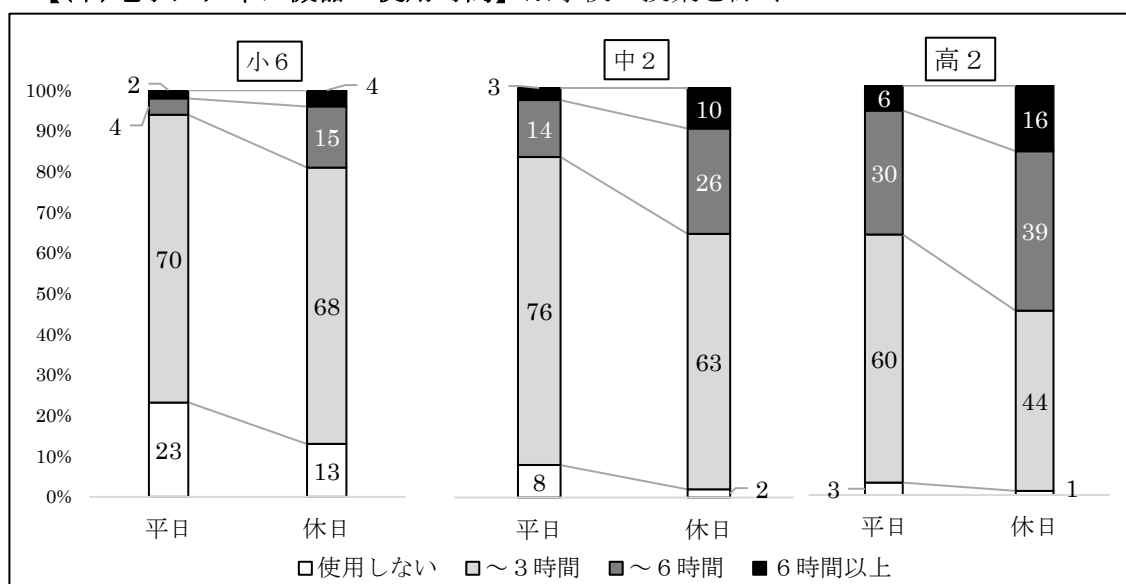


②長時間使用・依存

スマートフォンやタブレット、ゲーム機等の使用が生活の一部となり、放課後や休日に電子メディア機器を使用して過ごす青少年が増えています。便利で楽しい反面、過度な使用による視力や学力、コミュニケーション能力の低下といった心身への悪影響が懸念されています。

中でも「ネット依存」は深刻な問題となっており、厚生労働省の研究班の推計(2013)では、全国の中高生のうちおよそ7%がネット依存の傾向にあるとされています。当市においても、電子メディア機器の使用時間が平日6時間以上の児童生徒が2～3%おり、休日になるとその割合はさらに増え、中学生の1割が長時間電子メディア機器に触れており、依存症につながる心配があります。

【(市)電子メディア機器の使用時間】 ※学校の授業を除く



(H29 青少年の健全育成に関するアンケート・児童生徒回答)

③インターネットを介したトラブルの増加

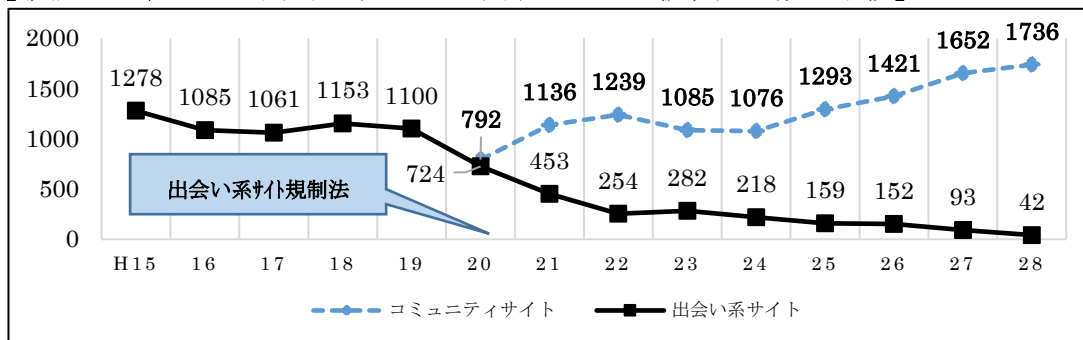
SNS や無料通信アプリ等の普及により、簡単に世界中の人たちとつながりを持つことができるようになりました。共通の趣味や話題で盛り上がることもできる、同じような悩みを相談しあえるなど、使い方によっては大変便利なものです。

しかし、子ども自身の危機意識の欠如や大人のモラル低下等もあり、安易にインターネット上で知り合った人と直接会ってしまうことにより、性被害などの事件に巻き込まれる児童生徒が増えています。

また、課金トラブルやワンクリック詐欺、ネットいじめや有害情報の氾濫など、インターネットを介したトラブルが多発している状況です。



【(国)コミュニティサイト及び出会い系サイトに起因する事犯の被害児童数の推移】



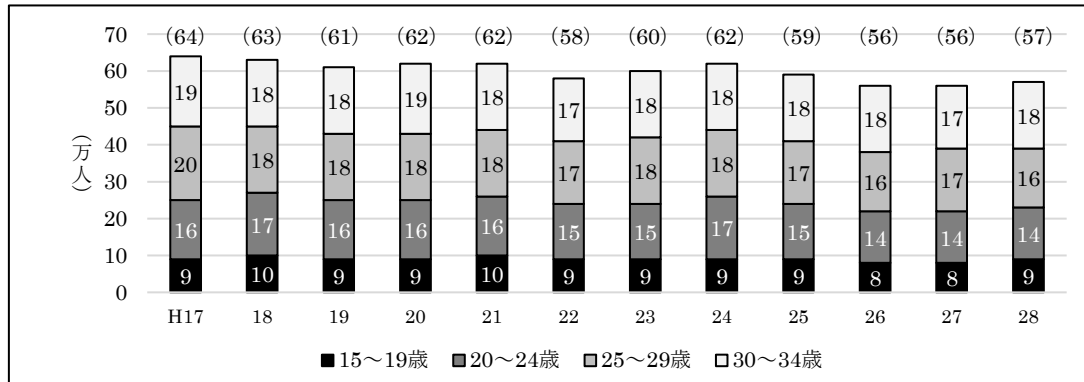
(警視庁)

(5) 青少年自身

①若年無業者

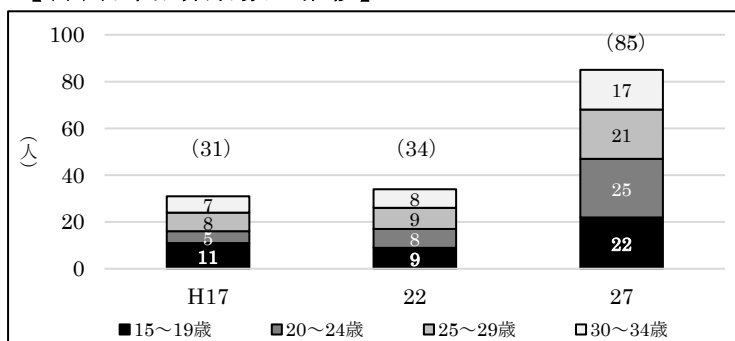
全国的にみると、若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者）の数はここ数年減少していましたが、平成28年度には前年度より増加しています。また、当市における若年無業者の数は10年前と比べおよそ2.7倍に増加しています。

【(国)若年無業者数の推移】 ※H23年の数値は岩手県・宮城県及び福島県を除いたもの



(内閣府「平成29年版子供・若者白書」)

【(市)若年無業者数の推移】



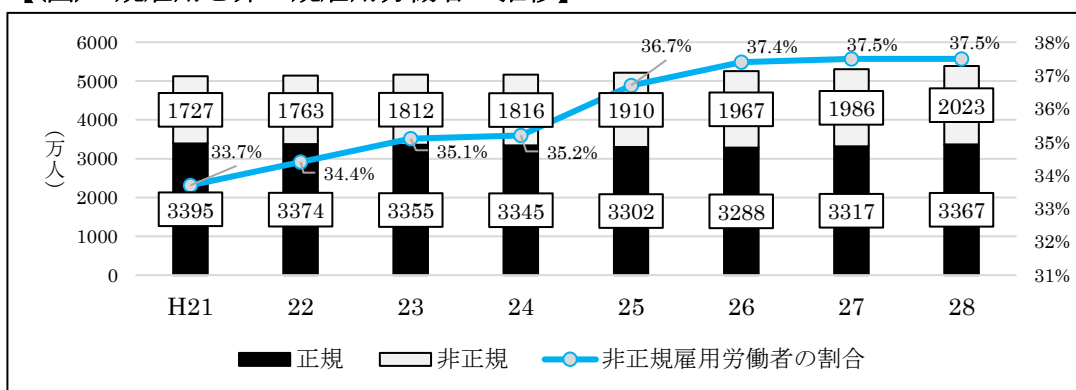
(総務省「労働力調査」)



②就業形態の多様化

雇用や就業形態の多様化により、非正規労働者の割合が年々増加しています。賃金格差やワーキングプア等が問題となっており、特に若年層における就業の不安定はその後の人生設計にも大きな影響を与えられと考えられます。

【(国)正規雇用と非正規雇用労働者の推移】



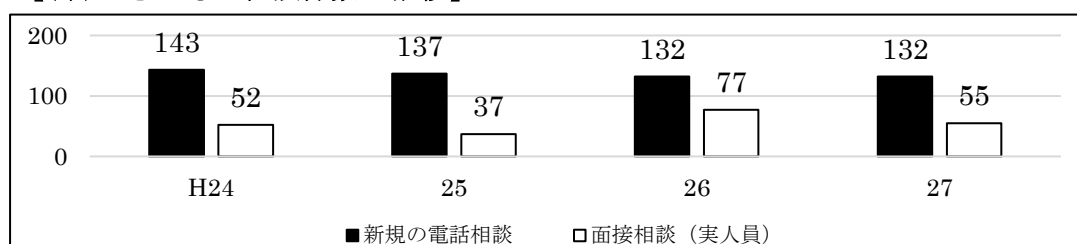
(総務省「労働力調査」)

③ひきこもり

内閣府の関係調査^{*1}によると、広義のひきこもり^{*2}状態にある者は全国に54.1万人いるとされており、厚生労働省の関係調査^{*3}によると、世帯数はおよそ26万世帯にのぼると推計されています。

県内におけるひきこもりに関する相談件数は、近年では140件前後で推移しており、一定数の存在が見受けられるとともに、ひきこもりに関しては、学童期からの不登校等も深く関係していると考えられることから、早期対応が必要とされています。

【(県)ひきこもり相談件数の推移】



(長野県精神保健センター)

※1 「若者の生活に関する調査報告書」(H28)

※2 ふだん家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する「準ひきこもり」と、ふだん家にいるが近所のコンビニなどには出かける、自室からは出るが家からは出ない、または自室からほとんど出ない「狭義のひきこもり」を総じたもの

※3 「こころの健康についての疫学調査に関する研究」(H18)



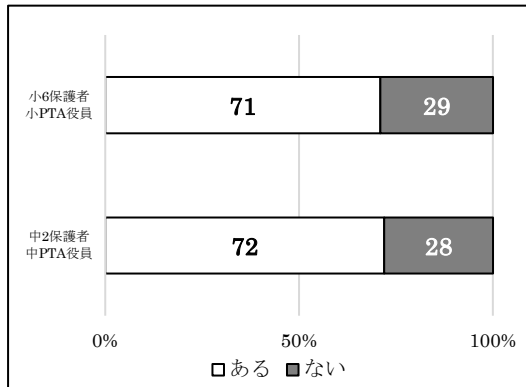
2 課題

(1) 家庭環境

少子高齢化や核家族化の進行、ひとり親家庭の増加や就労環境の多様化により、家族のふれあう時間が減少するとともに、育児不安や子育ての孤立化など、多くの保護者が子育てにおける悩みを抱えています。

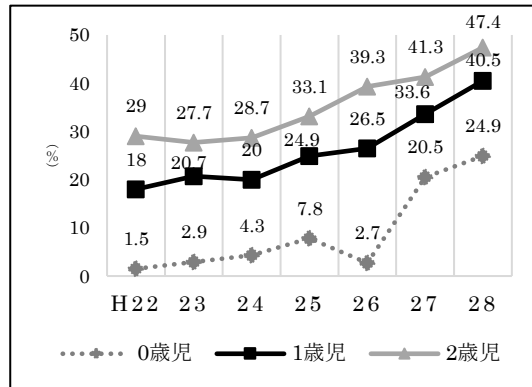
また、親子間の「友だち化」により、子どもを叱れない、子どもの言いなりになる親の増加や、食事づくりをしない家庭も目立ってきています。

【(市)子育てにおける悩みの有無】



(H29 青少年の健全育成に関するアンケート・保護者回答)

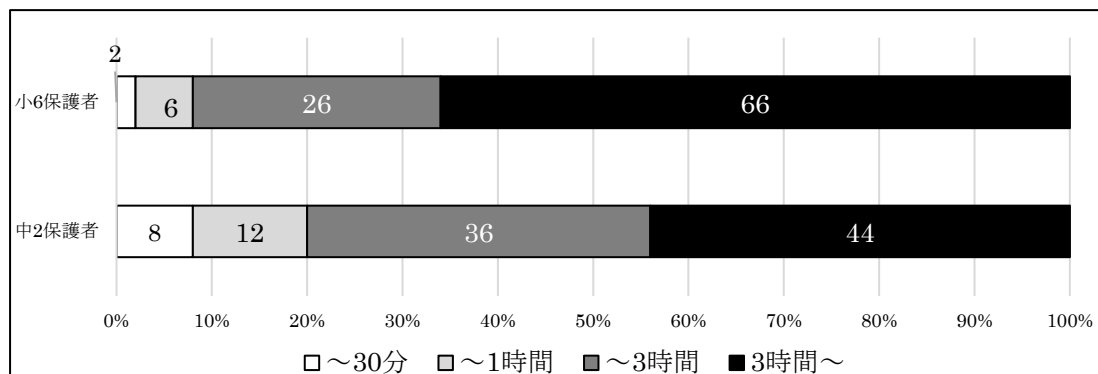
【(市)未満児保育利用率】



(子育て支援課)

| 課題 | 課題解決に向けた関連施策 (第4章 取り組む施策の概要より) | 頁 |
|-----------------|-----------------------------------|----|
| 家庭の教育力（子育て力）の低下 | I.1 (1) 家庭教育の充実 | 31 |
| 悩みを抱える家庭への支援 | I.2 (2) 困難を有する若者の支援 | 34 |
| | II.2 (3) 相談機能の充実 | 40 |
| 子どもの居場所の確保 | II.2 (4) 施設の充実 | 40 |
| 児童虐待の存在 | II.2 (2) 青少年の被害防止 | 39 |
| 生活習慣の乱れ | I.1 (1) 家庭教育の充実 | 31 |
| | II.1 (3) 健康教育の推進 | 37 |
| 大人のモラル低下 | III.1 (2) 青少年育成市民会議の充実 | 43 |
| | III.1 (3) 家庭の日・青少年の日の推進 | |
| 相談体制の整備 | I.1 (1) 家庭教育の充実 | 31 |
| | II.2 (3) 相談機能の充実 | 40 |
| 学習・研修機会の確保 | I.1 (1) 家庭教育の充実 | 31 |
| | III.1 (2) 青少年育成市民会議の充実 | 43 |

【(市)平日、子どもと一緒に過ごす時間】



(H29 青少年の健全育成に関するアンケート・保護者回答)

(2) 地域環境

少子化や不審者等による治安の悪化、インターネット環境の普及等により、外で遊ぶ子どもを目にする機会が減少しています。さらには、地域活動における野外体験等も減っており、青少年の自然体験不足につながっています。

また、地域内の関わりの希薄化や大人のモラル低下、大人自身が地域に貢献する姿を子ども達に見せられていないなど、地域社会が青少年育成に果たすべき役割が薄れてきています。

地域社会は、家庭や学校とは違った人間関係の中で、様々な体験活動を通じて社会参加への基本的な態度やコミュニケーション能力を身につける重要な役割を有しています。家庭の教育力の低下が指摘されるなか、地域が青少年健全育成に果たす役割はますます重要となっています。

| 課題 | 課題解決に向けた関連施策 (第4章 取り組む施策の概要より) | 頁 |
|---------------|-----------------------------------|----|
| 地域力（地域間連携）の低下 | I.1 (2) 多様な体験・活動機会の提供 | 32 |
| | III.1 (2) 青少年育成市民会議の充実 | 43 |
| 不審者等による治安の悪化 | II.2 (1) 青少年の非行防止 | 38 |
| | II.2 (2) 青少年の被害防止 | 39 |
| 有害な社会環境の存在 | II.2 (1) 青少年の非行防止 | 38 |
| | III.1 (4) 事業所での青少年健全育成の促進 | 43 |
| 体験活動をする機会の減少 | I.1 (2) 多様な体験・活動機会の提供 | 32 |
| 青少年が活躍する場の減少 | I.1 (2) 多様な体験・活動機会の提供 | 32 |
| | I.2 (1) 青少年の社会参加促進 | 33 |

| 課題 | 課題解決に向けた関連施策 | 頁 |
|----------------|----------------------|----|
| 子どもの居場所・遊び場の確保 | Ⅱ.2 (4) 施設の充実 | 40 |
| 大人のモラル低下 | Ⅰ.1 (1) 家庭教育の充実 | 31 |
| | Ⅲ.1 (2) 青少年育成市民会議の充実 | 43 |
| 通学路の安全確保 | Ⅱ.2 (2) 青少年の被害防止 | 39 |

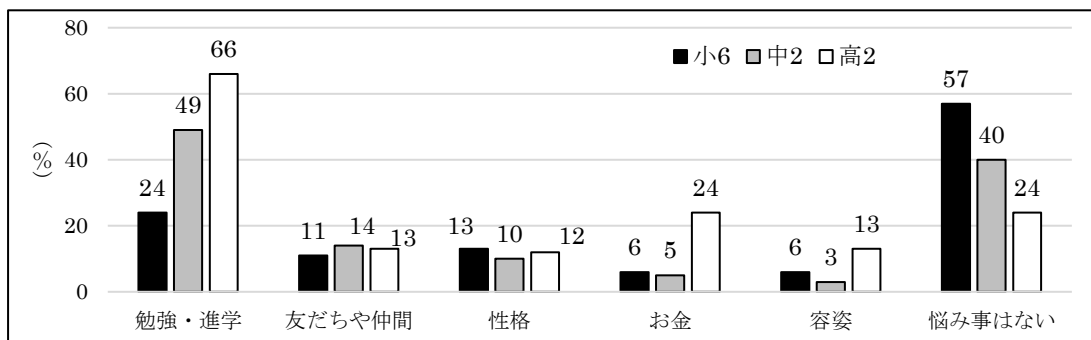
(3) 学校環境

アンケート結果からもわかるように、学年が上がるにつれて勉強や進学について悩む児童生徒が増えています。また、1割程度が友だちや仲間のことについて悩みを抱えています。多くの児童生徒は家族や友人に悩みを相談していますが、誰にも相談しない小学6年生が1割、中学2年生が2割います。悩みを一人で抱え込んでしまわないよう、相談体制の充実が必要です。

また、いじめや不登校対策、特別支援教育等の拡充も重要な課題です。

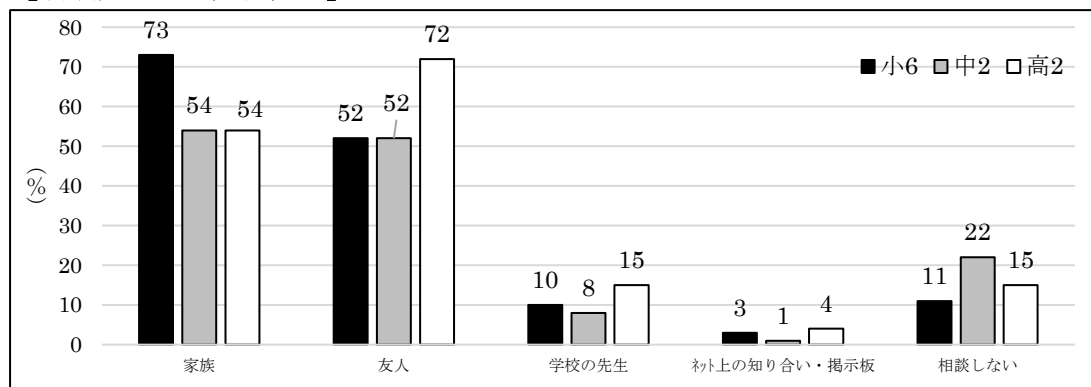
| 課題 | 課題解決に向けた関連施策 (第4章 取り組む施策の概要より) | 頁 |
|--------------|--------------------------------------|----------|
| いじめの存在 | Ⅲ.1 (1) 開かれた学校づくり | 42 |
| 不登校対策 | | |
| 特別支援教育の推進 | | |
| 相談体制の整備 | Ⅱ.2 (3) 相談機能の充実 Ⅲ.1 (1) 開かれた学校づくり | 40 42 |
| 道徳・人権同和教育の推進 | Ⅱ.1 (2) 道徳・人権同和教育の推進 | 37 |
| 健康教育の推進 | Ⅱ.1 (3) 健康教育の推進 | 37 |
| 地域で見守る体制の構築 | Ⅱ.2 (2) 青少年の被害防止 | 39 |

【(市)悩み事の内容】 ※複数回答



(H29 青少年の健全育成に関するアンケート・児童生徒回答)

【(市)悩み事の相談相手】 ※複数回答



(H29 青少年の健全育成に関するアンケート・児童生徒回答)

(4) 情報化社会

インターネット環境の普及により、生活面や学習面において大変便利になった一方で、使い方を間違えると一生を棒に振りかねないトラブルに発展する危険性もあります。

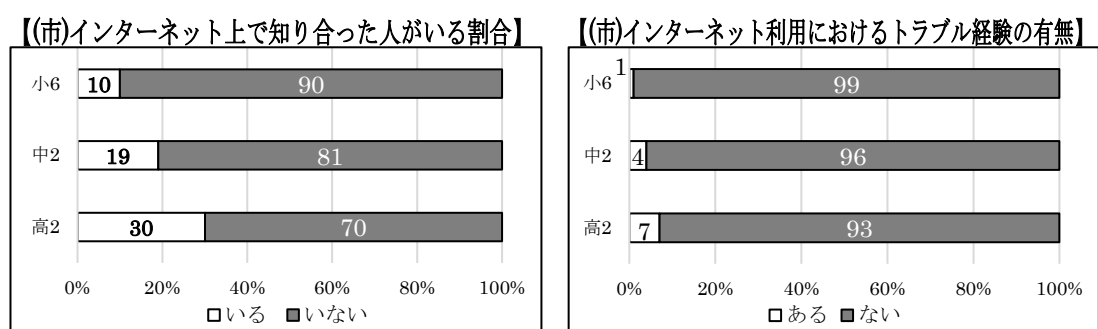
近年では、コミュニティサイトに起因する事犯の被害者の増加や依存、ネットいじめなどが深刻化するとともに、過度な使用による学力や視力、聴力等への悪影響やコミュニケーション能力の低下等が懸念されています。

また、乳幼児期から電子メディア機器に触れる機会も多くなっており、親が子守りにスマートフォンやタブレットを使用する場面も見受けられます。親子のふれあいの機会が減るだけでなく、成長に及ぼす影響について警鐘を鳴らしている専門家も少なくありません。子どもの利用方法だけでなく、手本となるべき保護者や地域の大人も自身の使用状況を振り返るとともに、一体となって考えていかななくてはならない問題となっています。

| 課題 | 課題解決に向けた関連施策 (第4章 取り組む施策の概要より) | 頁 |
|----------------------|--|----------|
| ネット（情報）リテラシー不足 | Ⅱ.1 (1) ネット(情報)リテラシー教育※の推進 | 36 |
| インターネット環境の低年齢化 | | |
| 有害情報への接触 | | |
| 保護者の知識不足・問題意識が希薄 | | |
| 学習機会の確保 | | |
| 長時間使用（依存） | Ⅱ.1 (1) ネット(情報)リテラシー教育の推進 Ⅱ.1 (3) 健康教育の推進 | 36 37 |
| コミュニティ等を通じた出会いによる性被害 | | |
| 心身への悪影響 | | |

| 課題 | 課題解決に向けた関連施策 | 頁 |
|--------------------------------|---------------------------|----|
| ネットいじめ | Ⅱ.1 (1) ネット(情報)リテラシー教育の推進 | 36 |
| | Ⅱ.1 (2) 道徳・人権同和教育の推進 | 37 |
| コミュニケーション能力の低下 体験活動をする機会の減少 | I.1 (2) 多様な体験・活動機会の提供 | 32 |
| 相談体制の整備 | Ⅱ.1 (1) ネット(情報)リテラシー教育の推進 | 36 |
| | Ⅱ.2 (3) 相談機能の充実 | 40 |

※ネットリテラシー…インターネット上の情報を批判的に読み取り、正しく判断し活用する力



(H29 青少年の健全育成に関するアンケート・児童生徒回答)

(5) 青少年自身

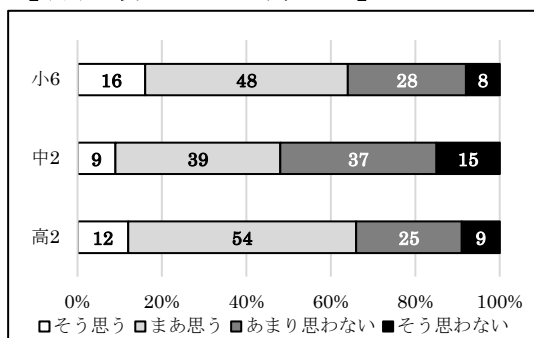
スポーツや文化活動などに積極的に取り組み、自分自身の能力や可能性を信じて、夢に向かって懸命に努力している若者や、その他各方面で活躍している青少年がいる一方で、様々な理由により就学及び就労のいずれもしていない、いわゆるニートやひきこもりの増加が問題となっています。

また、多様な家庭環境や生活習慣を背景に、青少年自身の価値観も多様化しており、「潔癖すぎる」「ひとりで行動できない」「痛みに弱い」「語彙力の低下」「人の顔色がかりうかがう」等、ともすると後ろ向きにとられるような特徴も見受けられます。

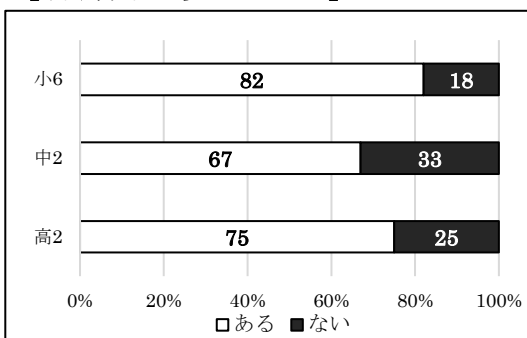
さらには少子化や情報化社会の進展により、体験活動や外あそびの減少が叫ばれています。特に幼少期におけるこれらの活動は、人と人との関わりを学んだり、自身の可能性を広げたり、基礎的な体力を築く重要な機会となりますが、これらの不足がコミュニケーション能力や体力、自己肯定感の低下につながると考えられます。

青少年を取り巻く環境が多様化する中で、社会の一員としての自覚を持つことがより一層求められています。

【(市)自分のことが好きか】



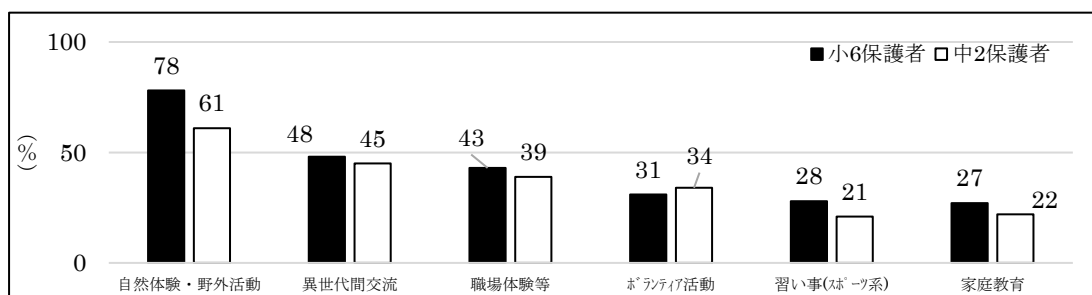
【(市)将来の夢はあるか】



(H29 青少年の健全育成に関するアンケート・児童生徒回答)

| 課題 | 課題解決に向けた関連施策 (第4章 取り組む施策の概要より) | 頁 |
|----------------|-----------------------------------|----|
| 自己肯定感の低下 | I.1 (2) 多様な体験・活動機会の提供 | 32 |
| 体験活動をする機会の減少 | I.2 (1) 青少年の社会参加促進 | 33 |
| 無気力な青少年・若者の増加 | I.2 (1) 青少年の社会参加促進 | 33 |
| 就学・就労のための支援 | I.2 (2) 困難を有する若者の支援 | 34 |
| コミュニケーション能力の低下 | I.1 (1) 家庭教育の充実 | 31 |
| 我慢する力の減退 | I.1 (2) 多様な体験・活動機会の提供 | 32 |
| 基本的生活習慣の乱れ | I.1 (1) 家庭教育の充実 | 31 |
| | II.1 (3) 健康教育の推進 | 37 |
| 体力の低下 | I.1 (2) 多様な体験・活動機会の提供 | 32 |
| | II.1 (3) 健康教育の推進 | 37 |
| 青少年が活躍できる場の減少 | I.1 (2) 多様な体験・活動機会の提供 | 32 |
| | I.2 (1) 青少年の社会参加促進 | 33 |
| 青少年自身の多忙 | III.1 (3) 家庭の日・青少年の日の推進 | 43 |
| 青少年の居場所づくり | I.2 (2) 困難を有する若者の支援 | 34 |
| | II.2 (4) 施設の充実 | 40 |

【(市)子ども達の成長に必要だと思う体験活動】 ※複数回答



(H29 青少年の健全育成に関するアンケート・保護者回答)

第3章 基本理念及び基本目標

1 基本理念

「何人も、青少年が次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、心身ともに健全に成長できるよう、あらゆる生活の場において深い関心と愛情を持って、青少年を育成します」

(東御市青少年健全育成条例第3条)

2 基本目標と目指すべき青少年像

次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長することは、全市民の願いです。

しかし、現在の青少年を取り巻く環境は、急速なネット社会の進展・少子化を背景に複雑化しており、家庭や青少年自身が抱える問題も多様化しています。いわゆるニートと呼ばれる若年無業者の増加や、家庭や地域における子育て力の低下、電子メディア機器の長時間使用やインターネットを介したトラブルの増加など、取り組むべき課題は山積しています。

仕事や家庭を持ち、地域貢献活動などを通じて社会の一員としての自覚を持った大人へと成長できるよう、相手を思いやる心や自己肯定感の醸成を図るとともに、青少年が健やかに成長できる環境を整えることが、我々大人の責務です。

(1) 基本目標

I 青少年の自立を促すとともに、社会に貢献できる人づくり

家庭教育や体験活動、社会参加等を通じて、青少年の自己肯定感を高めるとともに、夢に向かって様々なことに意欲的に取り組む姿勢を養います。

また、困難を有する子ども・若者に対しては、自立に向けた支援の充実が必要です。

<目標値>

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------|----------|----------|
| 夢を持っている青少年の割合 | (小6) 82% | (小6) 85% |
| | (中2) 67% | (中2) 70% |

※現状値は「H29年度青少年の健全育成に関するアンケート」児童生徒回答

II 青少年の判断能力の向上と安心・安全な地域環境づくり

社会生活を円滑に営むうえで必要な事柄について、自分自身で判断する力を育むとともに、青少年が安心して、安全に過ごせる地域環境を整備していく必要があります。

<目標値>

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|--------------------|----------------------|----------------------|
| インターネットトラブル発生率 | (小6) 1% (中2) 4% | (小6) 0% (中2) 0% |
| 地域の方と挨拶を交わす児童生徒の割合 | (小6) 67% (中2) 49% | (小6) 80% (中2) 70% |

※現状値は「H29年度青少年の健全育成に関するアンケート」児童生徒回答

※「地域の方と挨拶を交わす児童生徒の割合」は、上記アンケート内「地域の方とあいさつをしますか」において「必ずする」と回答した割合

III 青少年の健やかな成長を皆で支える社会環境づくり

家庭・地域・学校・行政等が連携し、地域社会全体で青少年の健全育成を推進する体制を強化します。

<目標値>

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------|-----|-----|
| 青少年健全育成協力店の加入事業所数 | 107 | 150 |

※現状値は H29年3月現在（教育課青少年教育係調べ）

(2) 目指すべき青少年像

「自立」

次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、進んで自己の啓発・向上を図ることができる青少年

「人間尊重」

積極的な社会参加を通じて、自他の尊重と連帯の精神を身につけた青少年



第4章 取り組む施策の概要

基本目標と施策の展開

基本理念

「何人も、青少年が次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、心身ともに健全に成長できるよう、あらゆる生活の場において深い関心と愛情を持って、青少年を育成します」

基本目標

基本目標Ⅰ

青少年の自立を促すとともに、社会に貢献できる人づくり

施策の展開

- 1 青少年の自己形成支援
 - (1) 家庭教育の充実
 - (2) 多様な体験・活動機会の提供
- 2 青少年の社会参加促進及び支援
 - (1) 青少年の社会参加促進
 - (2) 困難を有する若者の支援

基本目標Ⅱ

青少年の判断能力の向上と安心・安全な地域環境づくり

施策の展開

- 1 青少年の判断能力の向上
 - (1) ネット(情報)リテラシー教育の推進
 - (2) 道徳・人権同和教育の推進
 - (3) 健康教育の推進
- 2 青少年の安心・安全確保のための取組
 - (1) 青少年の非行防止
 - (2) 青少年の被害防止
 - (3) 相談機能の充実
 - (4) 施設の充実

基本目標Ⅲ

青少年の健やかな成長を皆で支える社会環境づくり

施策の展開

- 1 家庭・地域・学校の取組(連携)
 - (1) 開かれた学校づくり
 - (2) 青少年育成市民会議の充実
 - (3) 家庭の日・青少年の日の推進
 - (4) 事業所での青少年健全育成の促進

基本目標 I

青少年の自立を促すとともに、社会に貢献できる人づくり

<目標値> 夢を持っている青少年の割合：(小6) 85% (中2) 70%

1 青少年の自己形成支援

| 指 標 | 現状値 | KPI* |
|--------------------------|--------------|------------|
| 経験がある自然体験数 (児童生徒 1 人あたり) | (小6) 5.2 個/人 | (小6) 6 個/人 |

※KPI (Key Performance Indicator) …施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標をいう

※現状値は「平成 29 年度青少年の健全育成に関するアンケート」児童生徒回答

(1) 家庭教育の充実

家庭教育はすべての教育の原点であり、家庭の教育力の向上は次代を担う自立性・可能性・社会性のある青少年の育成につながります。

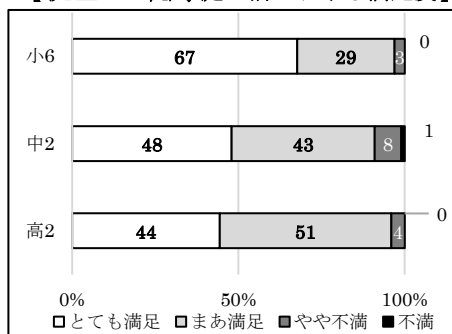
しかし、核家族化の進展や保護者の就労環境の多様化、地域内の関わりの減少など、家庭や家庭を取り巻く社会状況の変化の中で、家庭の教育力低下が指摘されています。

①家庭教育の支援

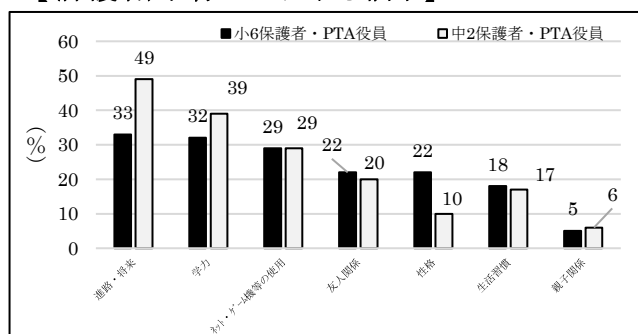
乳幼児健診や就園・就学時、学校行事など保護者が集まる機会を活用し、家庭の役割についてのお知らせやテキストを配布するなど、家庭の教育力向上に向けた啓発活動を推進します。

また、家庭教育に関する講演会の開催など、実情に応じた効果的な学習機会の設定や活用を図るとともに、家庭に関する様々な悩みの相談体制の拡充を図ります。

【(児童・生徒)家庭生活における満足度】



【(保護者)子育てにおける悩み】



(H29 青少年の健全育成に関するアンケート)

②ひとり親家庭への支援

子育てと就業の両立を支援するため、各種給付金の支給による経済的負担の軽減やヘルパーによる子育て及び家事支援などを推進します。

(2) 多様な体験・活動機会の提供

様々な体験活動は青少年の創造力・自己表現力・協調性・競争心・我慢する心の醸成を促し、情操を育てることにつながるとともに、異年齢との交流の場ともなります。

育成会やスポーツ少年団など、青少年の健全育成に関わる団体を中心に、自然体験やスポーツ活動、文化活動といった様々な体験活動や、異世代間・地域間交流等の多様な活動機会の提供を図るとともに、地域団体等への支援を行います。

また、これらの活動を通じて、青少年の自己肯定感の醸成を目指すとともに、次代を担う青少年リーダーの養成へとつながる取り組みを推進します。

①地域活動・育成会活動等の充実

「地域で育てようおらほの子ども」をモットーに、地域の大人が地域の子どもを育てる担い手として、積極的に活動できる場や機会を設け、育成会を中心に地域全体で子どもを育てる取り組みの充実を図り、地域力の向上に努めます。

②読書活動の推進

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造性を豊かなものにし、人生をより深く生きていく力を身につけていくうえで欠かせないものです。

インターネットや電子メディア機器の普及等により、青少年の生活環境が変化している中、青少年の読書離れが指摘されていますが、読書活動の重要性を再認識するとともに、家庭や学校における読書活動の促進を図ります。

③子ども・若者のチャレンジ支援

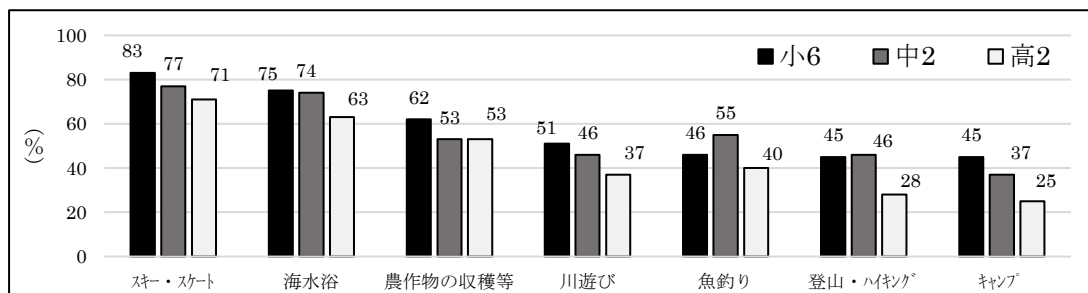
夢を持つことは、それに向かって努力し、あらゆる面において意欲的に取り組む姿勢を育み、子ども・若者の自立や自己形成を促すことにつながります。そのため、青少年が将来に向けて夢を持つことができる取り組みを推進するとともに、夢の実現に向けて、早い段階から様々なことにチャレンジできる環境整備を推進します。

また、若者世代の柔軟で自由な発想のもと、夢へのチャレンジはもちろん、地域の活性化や賑わいの創出を目的に、若者が活躍できる地域形成に関する活動を支援する取り組みを推進します。

④青少年リーダーの養成

青少年団体等の指導者に対する研修を充実させるとともに、次代を担う青少年リーダーの養成につながる取り組みを推進します。また、各種イベントにおけるボランティア活動を通して、主体性を持った、将来の地域の担い手となる人材の育成を図ります。

【(市)経験がある自然体験活動(学校行事を除く)】 ※複数回答



(H29 青少年の健全育成に関するアンケート・児童生徒回答)

2 青少年の社会参加促進及び支援

| 指標 | 現状値 | KPI |
|--------|----------------------|-------|
| 10代投票率 | 43.75% (H29 参議員選) | 50%以上 |

(1) 青少年の社会参加促進

ボランティア活動や国際交流活動等への参加を通じて、自己の課題と向き合うとともに、社会性を習得し、地域社会へ参画するための教育を推進します。

①主権者教育の推進

平成28年6月から選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に子どもの国家・社会の形成者としての意識を醸成するとともに、課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを作っていく力を育むことが重要となっています。

そのため、政治の仕組みについて必要な知識を習得することはもちろん、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力や、社会を生き抜く力が身につく取り組みを推進します。

②ボランティア活動の推進

ボランティア活動に参加することは、主体性を持って社会と関わる有意義な機会となります。青少年に対し、ボランティアに関する学習会や情報提供を実施し、人材の育成を図りながら、活動機会の確保に努めます。

③国際交流活動の推進

グローバル化が急速に進展している現在において、国籍や民族、文化的背景等の違いを超えて、多様な文化や価値観を認め合い、国際社会の一員として自覚を持ち、地球規模の視野を持って行動できるよう、ホームステイ事業のほか、市内の外国人と交流する機会の提供など、青少年の国際交流活動の推進を図ります。

(2) 困難を有する若者の支援

就学及び就労のいずれもしていない、いわゆるニートやひきこもりといった様々な理由により、社会生活を円滑に営むうえで困難を有する若者に対しては、教育・福祉・保健など関係する機関が連携を密にし、対応していかなければなりません。

①若者の就学・就労支援

就学や就労のために必要な基礎学力の定着、就労能力及び就労意欲の向上に向けた支援を行う団体等への支援拡充を図るとともに、市内におけるニートやひきこもりに関する実態把握を進め、困難を有する若者対策を進めます。

また、「生活困窮者自立支援制度」*に基づく取り組みと連携を強化し、全市的に困難を有する若者の支援を推進します。

②若者の自立支援

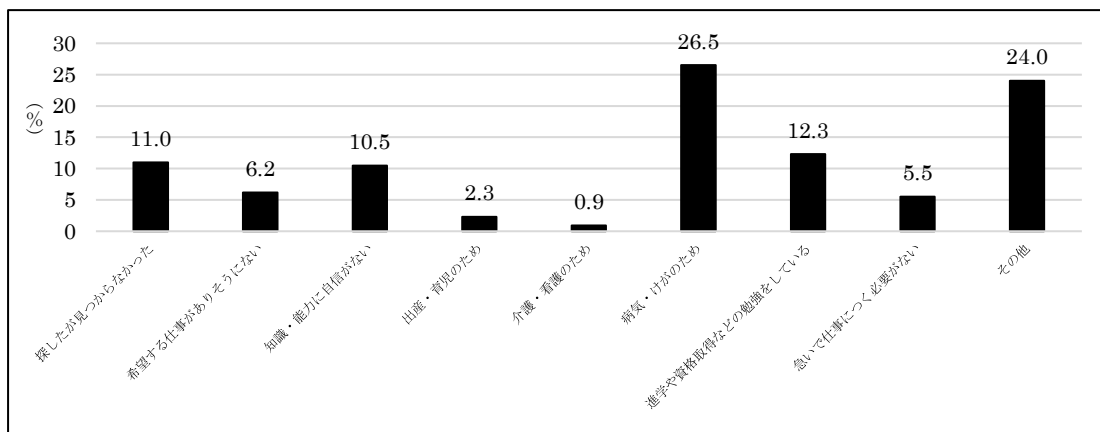
若者の失業率・離職率及び無業者やフリーター、非正規雇用者等の増加の背景には、就きたい仕事と求める人材がかみ合わない雇用のミスマッチや、学校生活だけでは社会的・職業的自立に向けた意識が醸成されにくいことが一因と考えられます。

勤労観・職業観の醸成を図るため、学校の教育活動全体を通じて、子どもの発達段階を踏まえた組織的・系統的なキャリア教育を推進するとともに、企業等の地域関係者との連携・協力のもと、早期から様々な職業に触れる機会の充実を図ります。

*「生活困窮者自立支援制度」…生活就労支援センター“まいさぼ”による自立相談支援事業。

住居確保支援、就労支援、子ども支援等がある。

【(国)就職希望の若年無業者が求職活動をしらない理由】 ※H24年



(内閣府 平成 29 年度版「子供・若者白書」)



基本目標Ⅱ

青少年の判断能力の向上と安心・安全な地域環境づくり

<目標値>インターネットトラブル発生率 : (小6) 0% (中2) 0%
地域の方と挨拶を交わす児童生徒の割合 : (小6) 80% (中2) 70%

1 青少年の判断能力の向上

| 指 標 | 現状値 | KPI |
|--|--|---|
| インターネット・電子メディア機器等の利用に関して、 ルールがある家庭の割合 | 【児童・生徒】 (小6)86%(中2)76% 【保護者】 (小6)93%(中2)89% | 【児童・生徒】 (小6)93%(中2)88% 【保護者】 (小6)97%(中2)95% |
| (ルールがある家庭のうち) ルールを守っている児童生徒の割合 | 【児童・生徒】 (小6)96%(中2)88% 【保護者】 (小6)81%(中2)72% | 【児童・生徒】 (小6)100%(中2)94% 【保護者】 (小6)90%(中2)86% |

※現状値は「平成 29 年度青少年の健全育成に関するアンケート」結果

(1) ネット(情報)リテラシー教育の推進

スマートフォンやタブレット、ゲーム機などのインターネット接続機器が急速に普及しており、青少年を取り巻く環境は変化し続けています。生活が便利で楽しく送れるようになった一方で、違法・有害情報の拡散やコミュニティサイトに起因して被害者や加害者になる事件の増加、ネット上でのいじめや依存など、問題は多岐に渡るとともに深刻化しています。

青少年が正しくインターネットの特性や危険性を理解し、上手に活用できるようになるとともに、情報を読み解く力を身につけられるよう、関係機関と連携しながら講演会の開催や学習機会の提供等、教育や啓発活動の拡充を図ります。

①学校におけるネット(情報)リテラシー教育の推進

年間を通したネット(情報)リテラシー(以下、ネットリテラシー教育とする)授業や出前講座の実施、研修会・講演会の開催、各種啓発活動などを通じて、児童生徒はもとより、保護者に対してもネットリテラシー教育を推進します。



②啓発活動の充実

ネットリテラシー教育推進協議会やとうみセーフティネットの会を中心に、地域や乳幼児を持つ保護者等に向けた出前講座をはじめ、市報やFMとうみ等を活用し、広く啓発活動を推進します。

(2) 道徳・人権同和教育の推進

子ども達の規範意識や人間関係構築力、自尊感情を高め、豊かな情操を育むため、様々な体験活動等を交えながら道徳教育の充実を図ります。

また、人権に関する知識を深め、自他の人権を守ろうとする意識や態度を養い、実践行動につなげる取り組みを学校教育全体を通じて推進します。

(3) 健康教育の推進

①基本的な生活習慣の形成

青少年の心身の健康は、正しい生活習慣のもとでの充足した生活が基盤となります。国においても、子どもの望ましい基本的な生活習慣を確立し、生活リズムを向上させるため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進しており、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送るため、また、自己管理能力を身につけるためにも規則正しい生活習慣の定着を図ることが重要です。そのため、家庭・学校・地域が連携して青少年の健康づくりを推進します。

②性教育・がん教育の推進

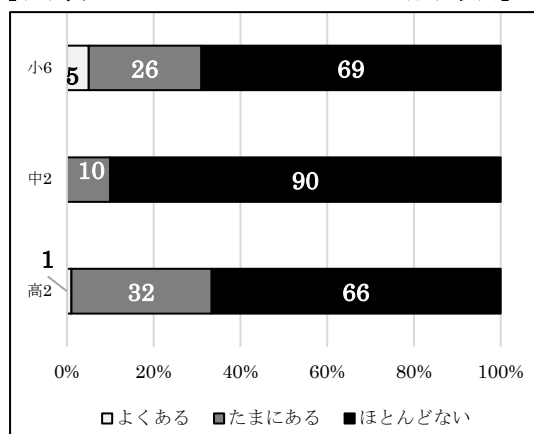
青少年の心や体の成長段階に応じ、正しい知識の習得を目指し、性教育やがん教育に学級活動を含めた教育活動全体で取り組みます。

③食育の推進

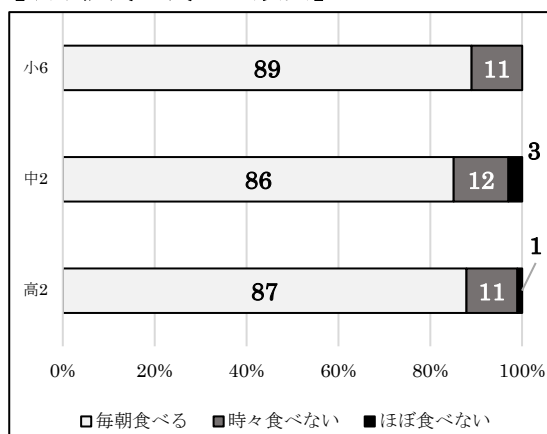
家庭や学校において、食を通して食品の正しい知識と食を選択する能力を高め、正しい食習慣を身につけることができるよう、指導や啓発を充実させることで、生涯にわたって健康な生活を送るための食育を推進します。



【(市)家庭で性やからだのことにについて話す頻度】



【(市)朝食を食べる頻度】



(H29 青少年の健全育成に関するアンケート・児童生徒回答)

2 青少年の安心・安全確保のための取組

| 指 標 | 現状値 | KPI |
|----------------|-----|-----|
| 街頭補導活動における補導人数 | 0 | 0 |

※現状値は県次世代サポート課への報告値（教育課青少年教育係）

※ここでいう街頭補導活動とは、青少年補導委員による「ぐ犯（将来、罪を犯したり、刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年）・不良行為少年を早期に発見し、その少年に注意・助言をする等適切な措置を講ずることによって、少年の非行化を防止しようとするもの」であり、一般社会人としての身分のもとに関係機関と連絡をとりながら行う活動である。補導の対象となる不良行為には、飲酒・喫煙・粗暴行為・性的いたづら・家出・無断外泊・怠学・不良交友などがある。

（青少年補導委員手帳より）

（1）青少年の非行防止

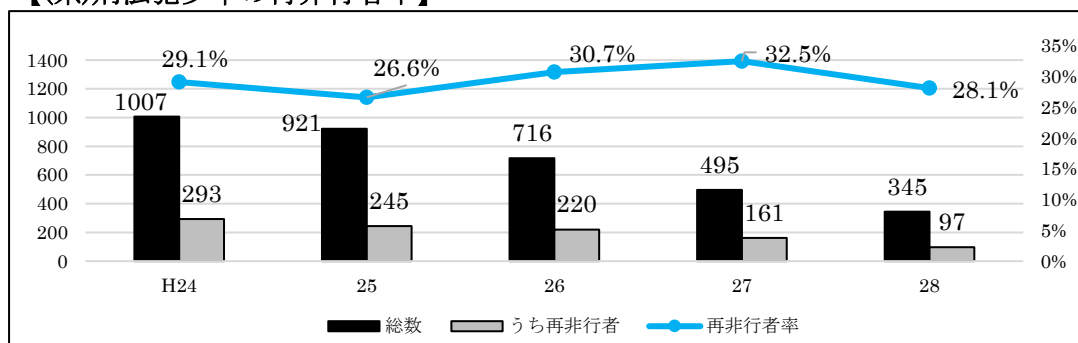
①青少年センターの充実と非行防止活動の推進

青少年補導委員を中心に、街頭補導活動・街頭啓発活動・有害環境チェック活動などの環境浄化活動を推進するほか、非行少年の早期発見及び相談体制の整備を図るとともに、青少年補導委員の資質向上のため研修会や学習会を実施します。

また、学校・PTA・青少年サポーター・少年警察ボランティア・ライオンズクラブ・警察等の関係機関が、情報交換や共同活動を実施するなど連携を深め、地域が一体となった効果的な非行防止活動、啓発活動等を展開します。



【(県)刑法犯少年の再非行者率】



(長野県「平成 28 年少年補導の概況」)

(2) 青少年の被害防止

近年、インターネットを介したトラブルが増加しています。ネットいじめ・性被害等の被害者にも加害者にもならないため、ネットリテラシー教育を推進します。

①児童虐待への対応

年々増加傾向にある児童虐待については、背景に様々な要因が複雑に絡み合っており、対応が困難なケースが見受けられます。予防・早期発見・適切なケアのために、関係部署が連携し、総合的な対応体制の充実を図るとともに、地域の連携を図るネットワークの整備に努めます。

②地域見守り活動の推進

登下校時における児童や生徒の安全を確保するため、地域住民で組織する見守り隊等の活動を支援し、通学路の安全確保を図る体制を強化します。

また、青少年補導委員を中心に、登下校時のパトロールを実施します。

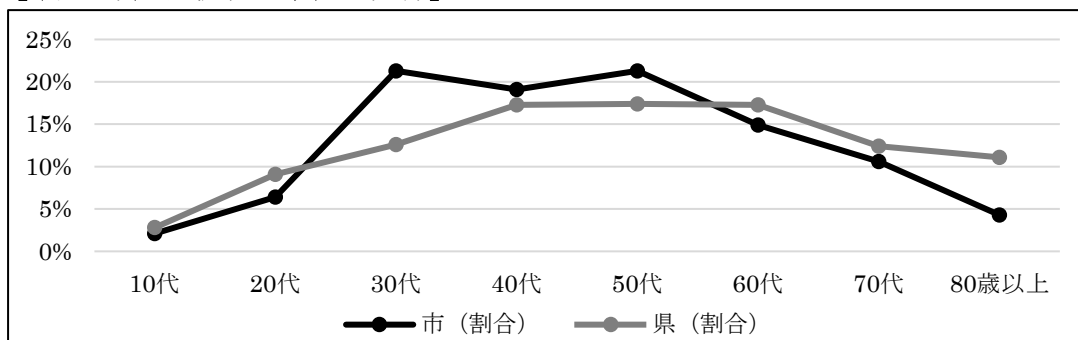
③子ども・若者の自殺対策

国の自殺対策総合大綱では、「自殺は、その多くが防ぐことができる社会的問題」であり、一人ひとりが自殺予防に取り組むことで「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」としています。

そのため、関係機関と協力し、早い段階から、こころの健康の正しい知識や対応について学び、自殺予防を考える機会をつくとともに、地域の大人に対しても精神疾患や自殺予防に関する正しい知識の習得に向けた学習機会の提供を行います。



【(市・県) 自殺者の年代別割合】(H21年～28年の合計)



(厚労省「地域における自殺者の基礎資料」参照)

(3) 相談機能の充実

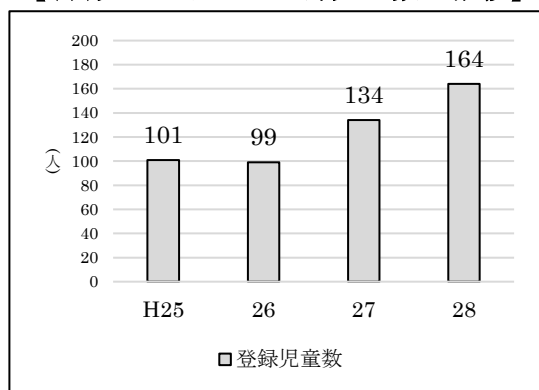
青少年やその保護者が抱える複雑多岐に渡る相談内容に対応できるよう、相談員の資質向上を図るなど、相談機能の充実に努めるとともに、子どものメンタルケアについても対応を図ります。また、問題の早期解決に向けて、適切な初期対応ができるよう相談窓口相互の連携強化に努めるとともに、相談窓口の周知を図ります。

(4) 施設の充実

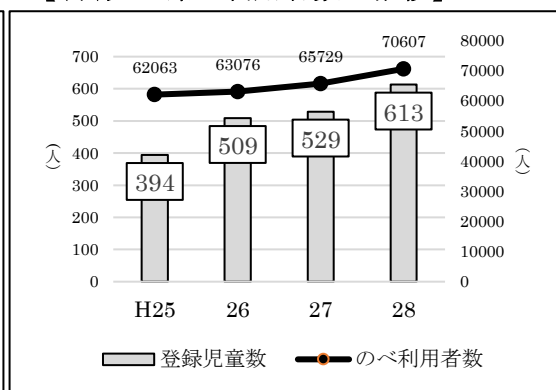
青少年が安心して過ごせる身近な居場所づくり、青少年が集い、地域の大人と関わりあいながら人とのつながりを実感できるような居場所づくりを推進します。

また、放課後の子どもの安心・安全な居場所として、児童館・児童クラブの充実を図ります。

【(市)児童クラブの登録児童数の推移】

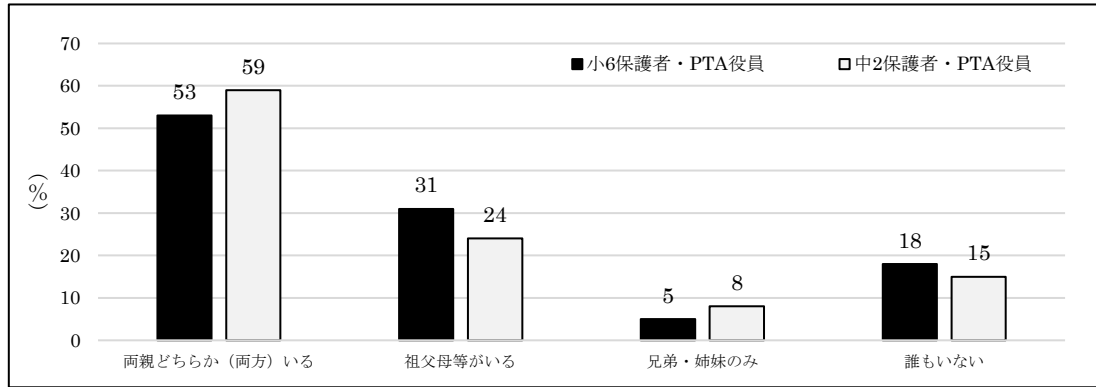


【(市)児童館の利用者数の推移】



(教育課青少年教育係)

【(市)子どもが帰宅した時の家庭環境 (平日)】



(H29 青少年の健全育成に関するアンケート・保護者回答)



基本目標Ⅲ

青少年の健やかな成長を皆で支える社会環境づくり

<目標値> 青少年健全育成協力店の加入事業所数：150

1 家庭・地域・学校の取組（連携）

| 指 標 | 参考値 | KPI |
|-------------|--------|-----|
| 「家庭の日」の認知度 | 10.8%* | 50% |
| 「青少年の日」の認知度 | — | 50% |

※家族の日の認知度：「知っていた」…2.4%「内容は知らないが言葉は知っていた」…8.4%の合算値
(H25 国「少子化社会対策大綱の見直しに向けた意識調査」より)

(1) 開かれた学校づくり

学校が地域住民への授業公開や施設開放、教育活動の情報提供等を積極的に行うことにより、地域住民が教育活動や学校運営に参画できる機会を充実させ、学校と地域が更なる連携・交流をすることにより、開かれた、特色ある学校づくりを推進します。

①小中一貫（型）教育の推進

「自己のあり方や生き方を考え、自立に向けて力強く生きる」児童生徒の育成を目指し、小学校同士の連携や配慮が必要な児童生徒の集団適応の推進、授業参観を通じた小中学校の交流などを実施し、全市的な教育課題の解決に向けた取り組みを推進します。

②信州型コミュニティスクールの推進

地域の大人が子どもの育成に関し、願いや課題を学校と共有し、一緒になって子どもを育てていく体制を強化するとともに、学校応援団の活動を推進します。

③いじめ・不登校対策

国の「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの防止、早期発見と適切かつ迅速な対処ができるいじめ防止体制の整備を推進します。

また、学生時代の不登校が、将来的なひきこもりにつながる恐れもあることから、学校や関係部署が連携し、不登校児童生徒に対する支援の充実を図ります。



(2) 青少年育成市民会議の充実

青少年の健全育成に賛同する市内の各団体・関係機関により組織され、地域での青少年健全育成の中心組織である青少年育成市民会議の充実を図り、情報交換や連携を強化します。

また、現状に即した活動が実施できるよう、子どもを取り巻く環境や青少年育成に関する研修を深めます。

(3) 家庭の日・青少年の日の推進

人間形成において大きな比重を占める家庭の役割や親の責任を再確認し、家族のふれあいを大事にする「家庭の日」（毎月第3日曜日）や、家庭・地域・学校がそれぞれの立場で青少年の健やかな成長を考える日と位置付ける「青少年の日」（7・11・2月の1日）の普及・啓発を図ります。

また、11月19日は「いい育児の日」に制定されており、「家族で楽しむ・家族で学ぶ・家族でふれあう」機会としています。家庭の日とあわせて家族について考えるきっかけとして、周知を図ります。

(4) 事業所での青少年健全育成の促進

市内事業所等の青少年健全育成協力店への加入を促進し、青少年の非行防止、声かけ運動など地域全体での青少年健全育成を推進します。

少子化やインターネット環境の普及もあり、外で遊ぶ子どもを見かける機会も減少するなど、青少年を取り巻く環境は変化してきています。

青少年を取り巻く環境について地域の大人が学ぶ機会を設けるとともに、青少年に関心を持っていただけるきっかけづくりを行います。

また、事業所では従業員が家庭や地域で青少年の健全育成に積極的に関わられるような職場環境を整備するとともに、様々な若者の就労支援を図ります。

※「青少年健全育成協力店」とは、青少年を非行や犯罪から守り、青少年の健やかな成長を支援する環境づくりを推進して下さる事業所等のことです。



第5章 計画推進に向けて

1 計画の推進

(1) 連携による計画の推進

この計画の推進には、家庭・地域・学校・事業所・行政などが連携し、それぞれの立場において責務を果たす必要があります。

そのことを市及び市民等が認識し、協働し、共通の目標のもと、子ども会育成連絡協議会・青少年補導委員会・PTA を核とした東御市青少年育成市民会議を中心に、全市的な取り組みを推進します。

(2) 庁内関係機関の連携

青少年の健全育成に関わる施策は庁内各部局に渡るため、計画の実施・検証にあたっては、全庁をあげて総合的に推進することが必要です。

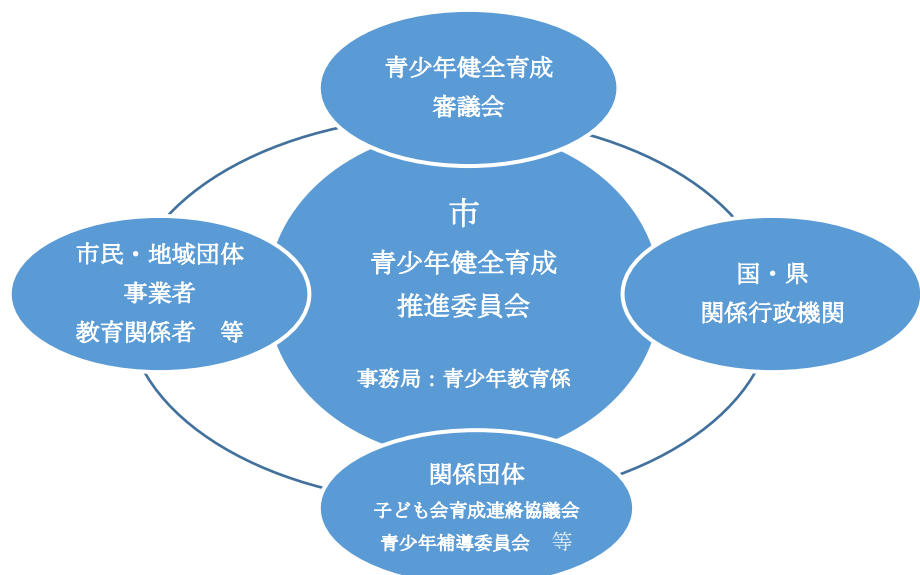
そのため、庁内に青少年健全育成推進委員会を設置し、関係部局間の連携強化を図るとともに、施策の効果的な推進を図ります。

2 計画の進行管理

計画の進行管理については、PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、青少年健全育成推進委員会による定期的な点検・確認を行うとともに、この進捗状況等については、青少年健全育成審議会や市のホームページ等で報告します。

なお、基本目標ごとに目標値を、各施策に対しては KPI を設定し、計画の進捗度を計る指標とし、その評価は指標の達成度で計ることとします。（◎：110%以上、○：90～109%、△：80～89%、×：79%以下もしくは未着手）

また、本計画の期間内においても、社会情勢等の変化に柔軟に対応するとともに、関係する計画との整合を図りながら、必要に応じて、見直し等の措置を講じるよう努めます。



資料編

- 1 東御市青少年健全育成審議会委員名簿（第5期）
- 2 第2次東御市青少年健全育成計画策定の経過
- 3 東御市青少年健全育成条例

1 東御市青少年健全育成審議会委員名簿（第5期）

任期：平成28年5月25日～平成30年3月31日（敬称略 順不同）

| 氏名 | 職名等 | 備考 |
|--------|------------------------------|--------|
| 荻原 慎一郎 | 青少年補導委員会会長／人権擁護委員 | 会長 |
| 栗原 陽子 | 主任児童委員／田中小学校心の相談員 | 会長代理 |
| 別府 英宣 | 祢津子ども会育成連絡協議会会長／市青少年育成市民会議理事 | |
| 上原 真美 | すくすくママーズ会員／とうみセーフティネットの会会員 | |
| 荻原 美和子 | 元小学校PTA会長／とうみセーフティネットの会会員 | |
| 横山 榮二 | 一般公募 | |
| 中堀 雅夫 | 北御牧スポーツ少年団指導者／体育協会副会長 | |
| 笠原 良貴 | 元保護者会連合会会長 | |
| 小林 和秀 | 小学校PTA会長（祢津小） | |
| 大塚 義和 | 中学校PTA会長（東部中） | |
| 山野井 宏彰 | 東部中学校 | H29.4～ |
| 手塚 智明 | 北御牧中学校 | |
| 横澤 里美 | 東部中学校（養護教諭） | |
| 小林 由美子 | 北御牧中学校（養護教諭） | |
| 橋爪 俊彦 | 東御清翔高等学校 | |

2 第2次東御市青少年健全育成計画策定の経過

| 月日 | 会議等 | 内容 |
|-----------|---------------|------------------|
| H28.5.25 | 第1回青少年健全育成審議会 | 第2次青少年健全育成計画について |
| H29.3.21 | 第2回青少年健全育成審議会 | アンケート（案）について |
| H29.6 | | アンケート実施 |
| H29.9.27 | 第3回青少年健全育成審議会 | 市長より諮問 |
| H29.11.15 | 第4回青少年健全育成審議会 | パブリックコメントについて |
| H29.12 | | パブリックコメントの実施 |
| H30.1.16 | 青少年健全育成推進委員会 | 庁内事業確認 |
| H30.1.25 | 第5回青少年健全育成審議会 | 計画（案）について |
| H30.2.22 | 答申書提出 | 市長へ答申 |

3 東御市青少年健全育成条例

(平成 19 年 6 月 22 日条例第 21 号)

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 青少年の健全な育成に関する施策(第 8 条—第 11 条)

第 3 章 青少年の健全な育成のための社会環境の整備(第 12 条—第 25 条)

第 4 章 東御市青少年健全育成審議会(第 26 条・第 27 条)

第 5 章 雑則(第 28 条・第 29 条)

第 6 章 罰則(第 30 条—第 32 条)

附則

前文

青少年が心身ともに健やかに成長し、社会の一員としての使命と役割を持って自立することは、市民すべての願いである。

青少年自身が次代を担うものとしての誇りと自覚を持って、進んで自己の啓発、向上を図り、積極的な社会参加を通じて人間尊重と連帯の精神を身につけ、心身ともに健全な社会人として成長できる地域をつくることは、社会全体の責務である。

市及び市民等が、それぞれの責務を認識し、青少年に対し深い関心と愛情を持ち、地域連帯を基調とした青少年健全育成活動の一層の進展に新たな意欲で結集することが必要である。

ここに、市及び市民等が協働し、共通の理解と目標のもとに、その重要な責務を自覚し、新たな決意を持って、青少年の健全な育成を図るため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念並びに市及び市民等の責務を明らかにし、市の施策の基本を定めてこれを総合的かつ計画的に推進するとともに、青少年の健全な育成のための社会環境を整備することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(解釈及び適用)

第 2 条 この条例は、前条に規定する目的を達成するためにのみ適用するものであって、これを拡張して解釈することにより、何人の自由及び権利を不当に制限するようなことがあってはならない。

(基本理念)

第 3 条 何人も、青少年が次代を担う者としての誇りと自覚を持ち、心身ともに健全に成長できるよう、あらゆる生活の場において深い関心と愛情を持って、青少年を育成するものとする。

(定義)

第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者(婚姻によって成年に達したものとみなされる者を除く。)をいう。
- (2) 保護者 親権者、未成年後見人、寄宿舎の管理人その他の者で、青少年を現に監督保護するものをいう。
- (3) 図書類 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画及び写真並びにビデオテープ、ビデオディスク、フロッピーディスク、コンパクトディスク、録音テープその他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。
- (4) がん具類 がん具、器具その他これに類するものをいう。
- (5) 自動販売機等 物品を販売し、又は貸し出すための機器で、物品の販売又は貸出しに従事する者と客とが直接に対面(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニターの画面を通して行うものを除く。)をする方法によらずに、当該機器に収納された物品を販売し、又は貸し出すことができるものをいう。
- (6) 広告物 公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたものをいう。

(市の責務)

第5条 市は、第3条の基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を策定し、市民及び青少年の健全な育成を目的とする団体(次章において「青少年育成団体」という。)その他の関係者と密接に連携してこれを実施するものとする。

(市民等の責務)

第6条 すべての市民は、互いに協力し、青少年の健全な育成を支援する地域環境をつくるとともに、常に青少年の健全な育成に努めなければならない。

- 2 保護者は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚し、愛情に満ちた環境の中で、青少年を監督し、保護し及び教育するよう努めなければならない。
- 3 家庭を構成する者は、家庭が青少年の人格の形成にとって基本的な役割を担うことを自覚し、互いに協力し、健全で明るい家庭づくりを進め、愛情と理解をもって青少年の健全な育成に努めなければならない。
- 4 地域社会を構成する住民(以下「地域住民」という。)は、青少年が主体的に参加できる社会活動の機会を提供し、青少年に社会の一員としての使命及び役割を自覚させるよう努めなければならない。
- 5 学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者は、その職務又は活動に関し、地域住民と連携して青少年の健全な育成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、その社会的責任を自覚し、青少年の健全な育成に配慮するよう努めなければならない。

第2章 青少年の健全な育成に関する施策

(青少年健全育成計画)

第8条 市長は、青少年の健全な育成に関する施策についての計画(以下「青少年健全育成計画」という。)を定めるもの

とする。

2 青少年健全育成計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 青少年及び青少年の団体が行う健全な活動に関する事項
- (2) 青少年の健全な育成のために市民及び青少年育成団体が行う活動に関する事項
- (3) 青少年を取り巻く社会環境の整備及び青少年の非行の防止に関する事項
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、青少年の健全な育成に関し必要な事項

3 市長は、青少年健全育成計画を定めようとするときは、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、青少年健全育成計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、青少年健全育成計画の変更について準用する。

(推進体制の整備)

第9条 市は、市民及び青少年育成団体その他の関係者と密接に連携し、青少年の健全な育成に関する施策を強力に推進していくため、必要な体制を整備するものとする。

(表彰)

第10条 市長は、次に掲げるものを表彰することができる。

- (1) 青少年を健全に育成するために積極的に活動する個人又は団体で、その活動が特に顕著であると認められるもの
 - (2) 青少年又は青少年の団体で、その活動が他の模範になると認められるもの
- (青少年の日)

第11条 青少年の健全な育成を推進するため、7月1日、11月1日及び翌年2月1日を青少年の日とする。

2 青少年の日には、市民一人ひとりが、互いにそれぞれの立場から、青少年の健全な育成について、話し合い、協力して青少年の健全な育成のための活動に努めるものとする。

第3章 青少年の健全な育成のための社会環境の整備

(有害図書類の指定及び販売等の制限)

第12条 何人も、図書類でその内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるものを青少年に販売し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せないようにしなければならない。

- (1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (3) 青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 市長は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

3 市長は、前項の指定をしたときは、速やかにその旨を公示しなければならない。

- 4 次に掲げる図書類は、第2項の規定により指定された図書類とみなす。
- (1) 図書又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性的な行為で規則で定めるもの(次号において「卑わいな姿態等」という。)を被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)を掲載するページ(表紙を含む。以下この号において同じ。)の数の合計が20ページ以上であるもの又は当該図書若しくは雑誌のページの総数の5分の1以上であるもの
 - (2) ビデオテープ又はビデオディスクであって、卑わいな姿態等を描写した場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)の時間の合計が3分以上であるもの又は当該場面の数が20以上であるもの
- 5 図書類の販売又は貸付けを営む者は、第2項の規定により指定された図書類(前項の規定により指定されたものとみなされる図書類を含む。以下「有害図書類」という。)を陳列するときは、当該有害図書類を他の図書類と区分して、営業所内の容易に監視することのできる場所又は青少年の目に付かない場所に陳列し、当該場所に青少年の購入、借受け、閲覧、視聴及び聴取を禁ずる旨の掲示をするよう努めなければならない。
- 6 第1項及び前項の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所(以下「青少年立入禁止場所」という。)において、図書類の販売又は貸付けを営む者については、適用しない。
- 7 市長は、有害図書類の内容が指定の理由に該当しなくなつたと認めるとき又は第26条第2項ただし書の規定により有害図書類として指定をした場合において、同条第1項の規定により設置される東御市青少年健全育成審議会がこれと異なる意見を具申したときは、遅滞なくその指定を取り消さなければならない。
- (有害がん具類の指定及び販売等の制限)
- 第13条 何人も、がん具類でその形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認められるものを青少年に販売し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は見せ、若しくは触れさせないようにしなければならない。
- (1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
 - (2) 人の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又は犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- 2 市長は、がん具類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当するときは、当該がん具類を青少年に有害ながん具類として指定することができる。この場合において、前条第3項及び第7項の規定を準用する。
- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
 - (2) 著しく人の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又は犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- 3 次に掲げるものは、前項の規定により指定されたがん具類とみなす。
- (1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であって、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
 - (2) 使用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている下着
- 4 がん具類の販売又は貸付けを営む者は、第2項の規定により指定されたがん具類(前項の規定により指定されたものとみなされるがん具類を含む。以下「有害がん具類」という。)を陳列するときは、当該有害がん具類を他のがん具類と区分して、営業所内の容易に監視することのできる場所又は青少年の目に付かない場所に陳列し、当該場所に青少年の購入、借受けを禁ずる旨の掲示をするよう努めなければならない。
- 5 第1項及び前項の規定は、青少年立入禁止場所において、がん具類の販売又は貸付けを営む者については、適用しない。

(自動販売機等の設置等の自主規制)

第 14 条 何人も、図書類又はがん具類の自動販売機等を設置し、及び自動販売機等の設置に敷地を提供する場合は、青少年の健全な育成に配慮するよう努めなければならない。

(協働による良好な地域環境の整備等)

第 15 条 自動販売機等による図書類又はがん具類の販売又は貸付けを業とする者(以下「図書がん具等自動販売業者」という。)は、市及び地域住民等と協働して良好な地域環境を整備するよう努めるとともに、自ら設置する自動販売機等について、地域住民から苦情、問合せ等があったときは、誠意をもって、これを処理するよう努めなければならない。

(自動販売機等の設置の届出等)

第 16 条 自動販売機等を用いて図書類又はがん具類(専ら児童の遊戯に供するものを除く。以下この条、附則第 2 項及び附則第 3 項において同じ。)の販売又は貸付けを営もうとする者は、図書類又はがん具類の販売又は貸付けをするための自動販売機等を設置しようとするときは、当該自動販売機等ごとに、販売又は貸付けを開始する日の 20 日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届出しなければならない。

- (1) 氏名、住所及び電話番号(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名)
- (2) 自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の氏名、住所及び電話番号(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名)
- (3) 自動販売機等に収納する図書類又はがん具類の種類
- (4) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号
- (5) 販売又は貸付けを開始しようとする年月日
- (6) 自動販売機等を管理する者(以下「自動販売機等管理者」という。)の氏名、住所及び電話番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 自動販売機等管理者は、規則で定める要件を満たした者であつて、自動販売機等に収納されている図書類又はがん具類が第 12 条第 5 項に規定する有害図書類又は第 13 条第 4 項に規定する有害がん具類に該当することとなった場合に、直ちに当該有害図書類又は有害がん具類を自動販売機等から撤去することができる者でなければならない。この場合において、自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営もうとする者が市内に居住する者であるときは、当該者が自動販売機等管理者を兼ねることができる。

3 第 1 項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたとき又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があつた日又はその廃止した日から 10 日以内に、その旨を市長に届出しなければならない。

4 第 1 項の規定による届出をした者は、設置する自動販売機等の見やすい箇所に、その氏名、住所及び電話番号(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名)を明確に表示しなければならない。前項の規定による変更の届出をしたときも、同様とする。

5 市長は、第 1 項の規定による届出又は第 3 項の規定による変更の届出があつたときは、前項の規定により自動販売機等に表示する事項、届出年月日その他規則で定める事項を記載した自動販売機等登録簿を自動販売機等ごとに作成し、一般の閲覧に供するものとし、第 3 項の規定による廃止の届出があつたときは、速やかに、当該自動販売機等に係る自動販売機等登録簿を抹消するものとする。

(自動販売機等への収納及び自動販売機等の設置の制限)

第 17 条 何人も、次に掲げる施設の敷地の周囲 200 メートル以内の区域に設置する自動販売機等には、第 12 条第 1 項に規定する図書類又は第 13 条第 1 項に規定するがん具類(次項において「有害性のある図書がん具等」という。)を収納してはならない。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。)
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条に規定する教育機関
- (3) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する児童福祉施設
- (4) 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 2 条第 1 項に規定する都市公園
- (5) 前各号に掲げるもののほか多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

2 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、前項に規定する区域において、有害性のある図書がん具等を収納するおそれがある自動販売機等を設置しないよう努めなければならない。

(自動販売機等への有害図書類又は有害がん具類の収納の禁止等)

第 18 条 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納してはならない。

2 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具類が第 12 条第 2 項又は第 13 条第 2 項の規定により青少年に有害な図書類又はがん具類として指定されたときは、直ちに当該図書類又はがん具類を除去しなければならない。

(有害図書類又は有害がん具類の除去)

第 19 条 市長は、前条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納している者に対し、当該有害図書類又は有害がん具類の除去を命ずることができる。

2 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令を受けた日から起算して 5 日以内に、当該有害図書類又は有害がん具類を除去しなければならない。

(自動販売機等の撤去)

第 20 条 市長は、前条第 1 項の規定による命令を受けた図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者が、当該命令の期限の日の翌日から起算して 6 月以内に第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して当該自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納したときは、当該図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者に対し、当該自動販売機等の撤去を命ずることができる。

2 図書がん具等自動販売業者又は自動販売機等管理者は、第 1 項の規定による命令を受けたときは、当該命令を受けた日から起算して 10 日以内に、当該自動販売機等を撤去しなければならない。

(自動販売機等に関する適用除外)

第 21 条 第 14 条から前条までの規定は、青少年立入禁止場所に設置されている自動販売機等については、適用しない。

(インターネット利用環境の整備)

第 22 条 保護者並びに学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、有害情報(第 12 条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる情報その他青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるものをいう。以下この条において同じ。)を青少年が閲覧し、又は視聴することを防止するよう努めるとともに、青少年の有害情報に関する健全な判断能力の育成が図られるよう啓発及び教育に努めな

なければならない。

- 2 インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。次項において同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することを防止するよう努めなければならない。
- 3 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成 13 年法律第 137 号)第 2 条第 3 号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他の青少年がインターネットの利用により有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(有害広告物の制限)

第 23 条 何人も、広告物でその内容が第 12 条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められるものを掲出し、又は表示しないようにしなければならない。

- 2 市長は、広告物の内容の全部又は一部が第 12 条第 2 項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し、当該広告物の撤去又はその形態若しくは内容の変更その他必要な措置を命ずることができる。
- 3 前項の規定は、青少年立入禁止場所において外部から見えない場所に掲出され、又は表示されている広告物については、適用しない。

(みだらな性行為等の禁止)

第 24 条 何人も、青少年に対してみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

- 2 何人も、青少年に対して前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(場所の提供等の禁止)

第 25 条 何人も、前条に規定する行為が青少年に対してなされ、又は青少年が当該行為を行うことを知って、その場所を提供し、又は周旋してはならない。

第 4 章 東御市青少年健全育成審議会

(設置等)

第 26 条 市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項その他青少年の健全な育成に関する事項について調査審議し、及び推進するため、東御市青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) 第 8 条の規定による青少年健全育成計画の策定及び変更
 - (2) 第 10 条の規定による表彰者の決定
 - (3) 第 12 条第 2 項の規定による有害図書類の指定又は同条第 7 項の規定による有害図書類の指定の取消し
 - (4) 第 13 条第 2 項の規定による有害がん具類の指定又は指定の取消し
- 2 市長は、前項各号に規定する策定若しくは変更、決定又は指定若しくは指定の取消し(次項において「指定等」という。)をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この

限りでない。

- 3 市長は、前項ただし書の規定により第1項各号に規定する指定等をしたときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。
- 4 審議会は、第1項各号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第27条 審議会は、委員15人以内で組織し、青少年の健全な育成に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 審議会に、前条第1項に規定する事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

第5章 雑則

(立入調査等)

- 第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定した職員に、営業を行っている時間内に、図書類若しくはがん具類の販売若しくは貸付けを営む者の営業の場所又は図書類若しくはがん具類の自動販売機等の設置場所に立ち入らせ、調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。
- 2 前項の規定により立入り、調査等を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめこれを関係者に提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による立入り、調査、質問又は資料の提出を求める権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第20条第2項の規定に違反した者
 - (2) 第24条第1項又は第2項の規定に違反した者
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
- (1) 第18条第1項の規定に違反した者
 - (2) 第19条第2項の規定に違反した者
 - (3) 第23条第2項の規定による措置命令に従わなかった者
 - (4) 第25条の規定に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第1項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第28条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは虚偽の陳述をし、又は資料の提出を拒み、若しくは虚偽の資料を提出した者

4 第16条第4項の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(免責規定)

第32条 この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、当該青少年に対しては適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第3章、第5章(第28条の規定に限る。以下同じ。)及び第6章の規定は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

略

(東御市青少年問題協議会条例の廃止)

略



第2次東御市青少年健全育成計画
平成30年4月

東御市教育委員会事務局 教育課 青少年教育係
〒389-0592 東御市県 288-4
(TEL) 0268-64-5906 (FAX) 0268-64-5878